

平成26年度

労働保険 年度更新 申告書の書き方

提出は管轄の都道府県労働局・労働基準監督署・金融機関・郵便局へ

申告・納付は6月2日(月)から7月10日(木)までに

年度更新申告書の書き方等については、コールセンターへお問合わせください。
(電話番号)0120-995-986 ※詳細は同封のリーフレットをご覧ください。

◎申告書記入にあたっての注意事項◎

- (1) □枠に記入する数字は、黒ボールペンを使って、申告書右上部の標準字体にならって丁寧に記入してください。また、ボールペンのかすれや枠からはみだしがないように注意してください。

<訂正方法>

0	1	2	3	4	5	6	7
0	2	3	4	5	6	7	§

 訂正印は不要です。

なお、領収済通知書(納付書)に記入する内訳・納付額の金額の訂正はできません。書き損じたときは、同一都道府県内の新しい領収済通知書を使用してください。

(最寄りの監督署、労働局等に用意してあります。)

- (2) 申告書の数字を機械印字する場合も同様に標準字体に近似した字体を使用してください。

なお、数字が小さいと誤読の原因となりますので注意してください。

- (3) 領収済通知書の□枠には金額の頭に「¥」記号を記入してください。
(4) 申告書及び領収済通知書(納付書)にあらかじめ印書してある数字(保険料率等)、文字は訂正しないでください。

なお、事業廃止等をしている場合は、一般拠出金率の訂正が必要な場合があります。

- ・現在、労働者がいない場合、または納付が困難な場合でも申告書の提出は必要です。
 - ・期日までに申告書の提出がない場合は、政府が保険料・一般拠出金の額を決定し、さらに追徴金(納付すべき保険料・一般拠出金の10%)を課す場合がありますので注意してください。
 - ・申告・納付期日最終日である7月10日(木)は、労働局・監督署・金融機関・郵便局窓口において大変混雑することが予想されます。
 - ・電子申請なら、ご自宅・オフィスのパソコンで24時間申告・納付が可能です(詳しくはP. 35を参照)。また、電子申請であれば6月1日(日)から申告・納付が可能です。
 - ・口座振替により、保険料・一般拠出金を納付することができます(詳しくはP. 40を参照)。
- ※年度更新手続期間内に年度更新申告書の提出がないと全期・第1期分の口座振替納付の処理を行うことができませんのでご注意ください。

主な事項の目次

①	申告書の提出、保険料・一般拠出金の納付の方法	P.3
②	年度更新手続のしかた	P.4
③	申告書作成までの流れ	P.6
④	石綿（アスベスト）健康被害救済のための 「一般拠出金」の申告・納付について	P.7
⑤	一括有期事業報告書（建設の事業）の書き方	P.8
⑥	一括有期事業総括表の書き方・記入例	P.10
⑦	建設の事業の申告書の書き方・記入例	P.12
⑧	林業の事業の申告書の書き方・記入例	P.14
⑨	確定保険料額が申告済概算保険料額を下回る場合（充当する場合）の記入例	P.16
	記入例 1 労働保険料のみ充当した場合の例	P.17
	記入例 2 一般拠出金のみ充当した場合の例	P.18
	記入例 3 労働保険料及び一般拠出金に充当した場合の例	P.19
	記入例 4 今年度元請工事を行わなかったが、概算保険料の次年度繰越しを 希望する場合	P.20
⑩	充当後還付額が出る場合、事業を廃止した場合等の記入例	P.21
⑪	還付請求する場合について	P.26
⑫	その他の注意事項	P.27
	一括有期事業「メリット」制適用事業場に対する労災保険料率表	P.29
⑬	一括有期事業報告書・総括表作成のチェックポイント	P.30
⑭	事業主・事業の名称・所在地・事業の種類（業種）等を変更した場合について	P.31
⑮	電子申請による年度更新手続について	P.31
⑯	労災保険率適用事業細目表	P.32
⑰	有期事業の一括ができる都道府県労働局の管轄区域一覧表	P.34
⑱	年度更新手続はパソコンから行うことができます!!	P.35
⑲	年度更新よくある質問	P.38
⑳	口座振替について	P.39

労働保険の年度更新とは

事業主は、新年度の**概算保険料**を納付するための申告・納付（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第15条）と前年度の保険料を精算するための**確定保険料**の申告・納付（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第19条）の手続が必要です。これが「**年度更新**」の手続です。

この年度更新の手続は、本年度は**6月2日**から**7月10日**までの間に行ってください。

手続が遅れますと、政府が労働保険料・一般拠出金の額を決定し、さらに追徴金（納付すべき労働保険料・一般拠出金の10%）を課すことがあります。

労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間（これを「**保険年度**」といいます。）を単位とし、その間ですべての労働者（雇用保険については、被保険者）に支払われる賃金の総額に、**その事業の種類ごと**に定められた**保険料率**を乗じて算定します。

◎口座振替についてお知らせがあります。詳細はP.40をご覧ください。

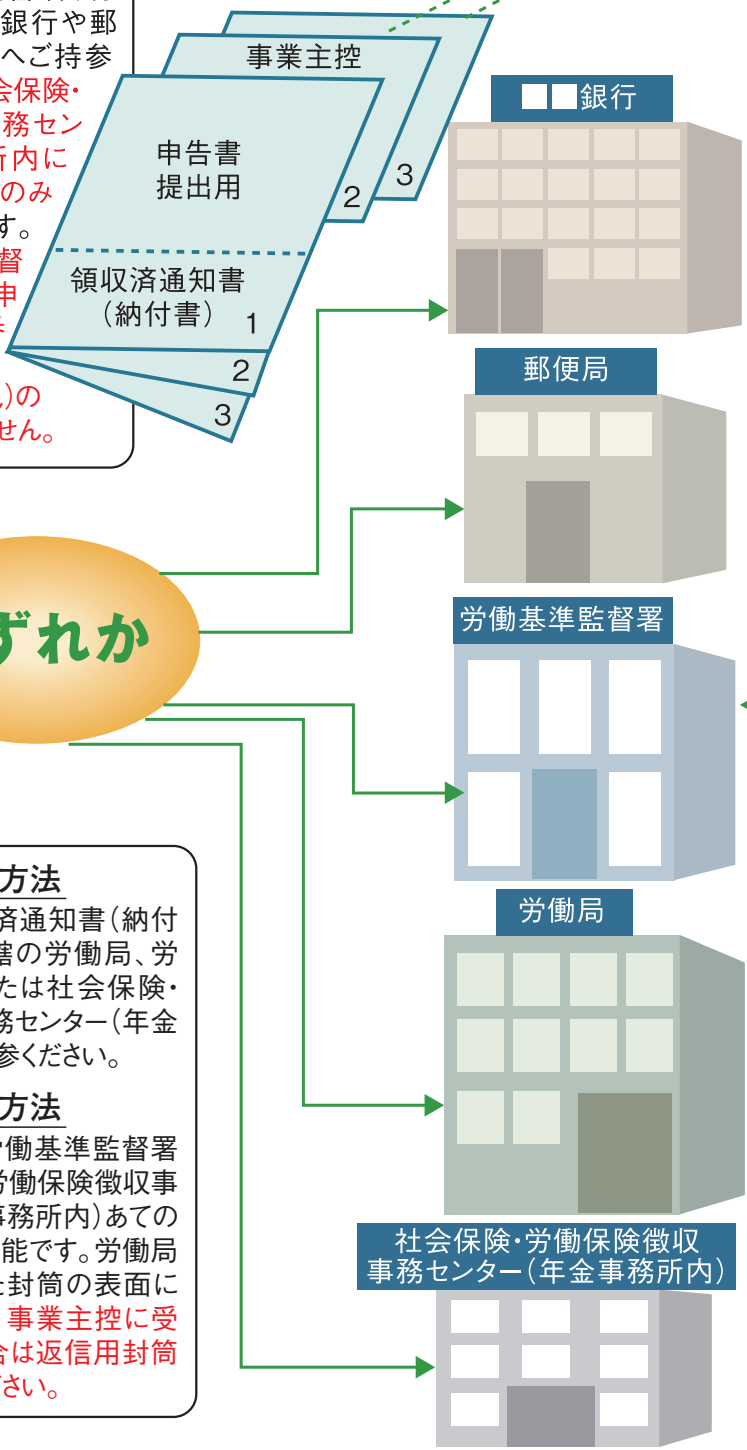
1 申告書の提出、保険料・一般拠出金の納付の方法

申告書を作成したら、下記の方法により提出・納付します。

事業主控は保存しておく

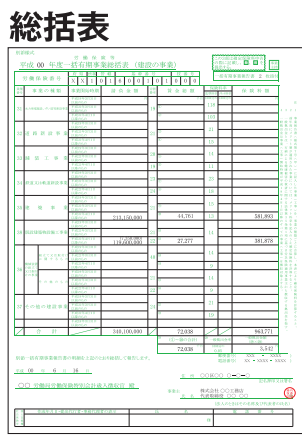
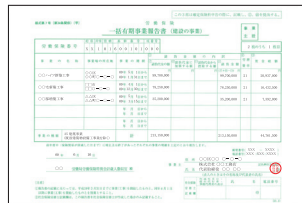
事業主控に受付印が必要な場合は、労働局又は労働基準監督署へ提出用と控を一緒にご提出ください。

申告書の2枚目と3枚目の上部を切り離し、労働保険料と一般拠出金を添えて管轄の労働基準監督署、労働局、金融機関（銀行や郵便局）のいずれかへご持参ください。また、**社会保険・労働保険徴収事務センター（年金事務所内に設置）では申告書のみ受付を行っています。**なお、労働基準監督署では、**所掌3の申告書（労働保険番号の3桁目が「3」のもの：藤色と赤色）の申告・納付はできません。**



銀行や郵便局（ゆうちょ銀行）へ**申告書と納付書を切り離さず**にお出しになれば申告書（提出用）は労働局あて送付されますが、もし返却された場合は**お手数ですが、管轄の労働局あてにお送りください。**なお、**口座振替を利用されている事業主の方は、金融機関に提出できません。**

一括有期事業報告書、一括有期事業総括表は銀行や郵便局及び社会保険・労働保険徴収事務センター（年金事務所内）では受付することができませんので、管轄の労働基準監督署・労働局にご持参いただくか、お送りください。



来庁による提出方法
申告書及び領収済通知書（納付書）は3枚とも管轄の労働局、労働基準監督署または社会保険・労働保険徴収事務センター（年金事務所内）へご持参ください。

郵送による提出方法
管轄の労働局、労働基準監督署または社会保険・労働保険徴収事務センター（年金事務所内）あての郵送での提出も可能です。労働局の住所は送付した封筒の表面に記載しております。**事業主控に受付印が必要な場合は返信用封筒を必ず同封してください。**

●労働保険料の納期（平成26年度）

納期	全期・第1期	第2期	第3期
口座振替を利用しない場合の納期限	7月10日	10月31日	2月2日
口座振替納付日	9月8日	11月14日	2月16日

- ★申告・納付期日最終日である7月10日（木）は、労働局・監督署・銀行・郵便局窓口において大変混雑することが予想されます。
- ★第2期、第3期の納付書は**各納付期限の概ね10日前**に送付いたします。
- ★納付を怠った場合、**延滞金が徴収されます（年率14.6%。ただし、初めの2ヶ月間は延滞金軽減法の適用年率で計算されます。）。**

2 年度更新手続きのしかた

● 年度更新手続き

建設の事業では、一括有期事業の保険料算定のため、**一括有期事業総括表・一括有期事業報告書**（建設の事業）が必要です。提出につきましては、管轄する労働基準監督署または労働局をお願いします。（金融機関は申告書のみ受取ります。）

一括有期事業報告書及び一括有期事業総括表は各労働基準監督署で入手できるほか、厚生労働省ホームページ（URLは以下のとおり）からダウンロードできます。

（下記URLもしくは「労働保険関係各種様式」で検索してください。）

<URL><http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhoken01/yousiki.html>

● 有期事業の一括ができる工事及び区域等

建設の事業については、一つの工事に係る請負金額が1億9千万円未満、かつ、概算保険料額が160万円未満の場合一括して申告（徴収法第7条）することになってはいますが、一括できる工事は事務所の所在地を管轄する都道府県労働局ごとに定められた区域で管轄の区域で行う工事です。（P.34参照）

なお、「機械装置の組立て又はすえ付けの事業」は、全国で行う工事が一括扱いできます。

立木の伐採の事業については、素材の生産量が1000立方メートル未満でかつ概算保険料額が160万円未満の事業については、一括扱いができます。

*一括有期事業の要件に該当しない事業の場合は、1現場ごとに一つの事業として、その事業が開始されるごとに労災保険加入の手続（これを「単独有期事業」といいます。）をすることとなります。

● 申告する工事（建設）

建設業において、一括有期事業の対象となるのは、以下の1～3のいずれの要件も満たす工事となります。

1 元請工事

元請負により、有期事業の一括扱いが出来る区域で実施した工事。

2 請負金額および概算保険料

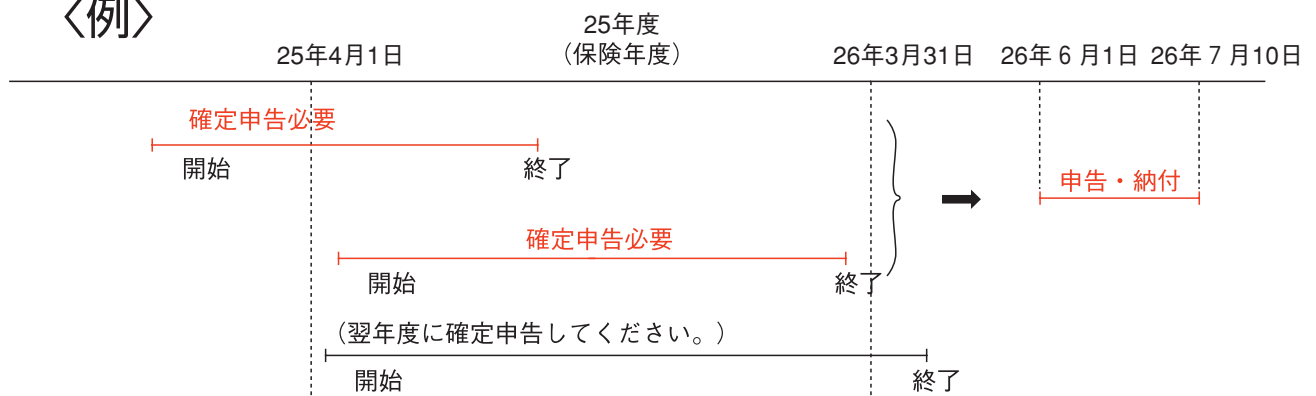
一工事の請負金額が**1億9千万円未満**、かつ、概算保険料額が**160万円未満**の工事。

3 工事期間

以下に例示した**赤線**の工事、つまり、平成25年度内（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）に終了した工事。

（平成25年3月31日以前に開始している工事の算入洩れがないよう注意してください。）

<例>



● 保険料の算定のしかた(立木の伐採の事業はP.14を参照してください。)

建設の事業における労災保険料の算定方法には、「賃金」による場合と、「請負金額」による場合があります。

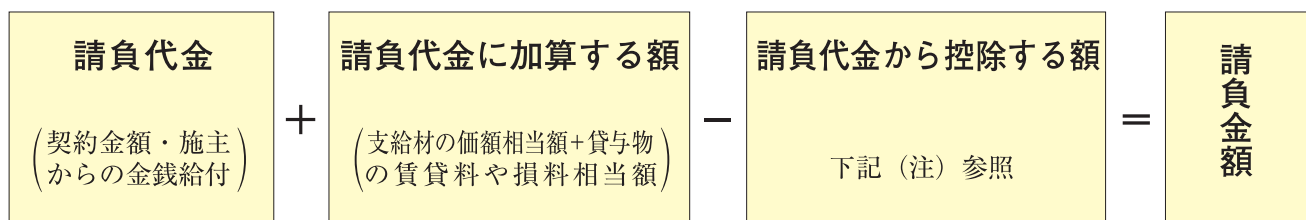
1 支払賃金による算定

準備作業、周辺作業を含めその工事における元請、下請、孫請等のすべての労働者の賃金を正確に把握し、かつ、作業日報、賃金台帳の原本等の帳簿書類を3年間保存している場合は、支払賃金に保険料率を乗じて保険料を算定してください。この場合、通勤手当や賞与等の一時金も算入されますからご注意ください。なお、同日に2以上の現場に従事する場合、各工事等への按分計算は認めていません。

2 請負金額による算定(賃金総額を正確に算定することが困難なもの)

建設の事業において、賃金総額が正確に把握し得ない場合には請負金額に労務費率を乗じて得た額を賃金総額とし、これに保険料率を乗じて保険料を算定してください。

請負金額とは、工事請負契約上の代金(消費税額を含む。)、つまり請負代金に、支給資材等の価額相当額や貸与された機械や資材の賃貸料及び損料相当額を加え、そして、告示によって特定された控除対象工事用物(注)のみを控除したものをいいます。



(注) 請負代金から控除する控除対象工事用物は、「機械装置の組立て又はすえ付けの事業」(業種番号36)の機械装置のみです。28ページを参照してください。

● その他

- 1 一括有期事業総括表・一括有期事業報告書は銀行や郵便局では受け取れませんので、管轄の労働基準監督署または労働局に持参または送付してください。
- 2 平成25年度中に終了した元請工事がない場合は、一括有期事業総括表・一括有期事業報告書を提出する必要はありません。申告書のみを労働基準監督署または労働局へ提出してください。

3 申告書作成までの流れ

※ 一括有期事業報告書及び一括有期事業総括表は各労働基準監督署で入手できるほか、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。(下記 URL もしくは「労働保険関係各種様式」で検索してください。)
 <URL>http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhoken01/yousiki.html

Step 1 一括有期事業報告書の作成

(8~9ページ参照)

平成 24 年度中に終了した一括有期事業対象工事を一工事ごとに「事業の種類」「事業開始時期」に分けて記載する。

この3部は確定保険料申告の際に、記載し、①、②、③を提出する。

様式第7号(第34条関係)(甲) 労働保険 一括有期事業報告書(建設の事業)

労働保険番号	事業の種類	事業の名称	事業場の所在地	事業の期間	請負金額の内訳			労働費率	賃金総額
					① 請負代金の額	② 請負代金に加盟する額	③ 請負代金から控除する額		
XX101600101000	35 建設事業	OOハイツ 新築工事	OO市 OO-O-O	21年2月1日から 25年8月31日まで	94,500,000			21	19,865,000
		(平成21年3月31日以前 留給工事分)		年月日から 年月日まで					
		××部 新築工事	××市 ××-××-×	23年12月30日から 25年12月30日まで	73,500,000			21	15,639,000
		△△部 増設工事 伊8件	△△市 △△-△-△	24年3月1日から 26年1月1日まで	38,000,000			21	7,980,000
		(平成24年3月31日以前 留給工事分)		年月日から 年月日まで					
		計			111,500,000				23615,000
		計			206,000,000				43,210,000

前年度中(保険関係が消滅した年度)に廃止又は終了があったそれぞれの事業の明細を上記のとおり報告します。

平成 26 年 6 月 11 日

事業主 株式会社 OO 工務店
 氏名 代表取締役 OO 〇〇
 (法人のときはその名称及び代表者の氏名)

住所 OO市 OO X-X-X
 〇〇 労働局労働保険特別会計収入徴収 殿

Step 2 一括有期事業総括表の作成

(10~11ページ参照)

一括有期事業報告書から「事業の種類」「事業開始時期」ごとに請負金額を転記し、労務費率を乗じて賃金総額を算出する。賃金総額算出後、該当する労災保険率を乗じて業種ごとの保険料額を計算する。

別添様式 労働保険等 平成25年度一括有期事業総括表(建設の事業)

労働保険番号	事業の種類	事業開始時期	請負金額	労務費率	賃金総額	保険料率	保険料額
XX101600101000	31 水力発電施設、河道新築事業	平成24年3月1日 平成24年3月31日	19	118	103		
	32 道路新設事業	平成24年3月1日 平成24年3月31日	21	15	15		
		平成24年4月1日 平成24年4月30日	20	16	16		
		平成24年4月1日 平成24年4月30日	14	14	14		
	33 舗装工事	平成24年3月1日 平成24年3月31日	19	11	11		
		平成24年4月1日 平成24年4月30日	18	10	10		
	34 鉄道又は軌道新設事業	平成24年3月1日 平成24年3月31日	23	23	23		
		平成24年4月1日 平成24年4月30日	24	18	18		
		平成24年4月1日 平成24年4月30日	23	17	17		
		平成24年4月1日 平成24年4月30日	23	15	15		
	35 陸揚事業	平成24年3月1日 平成24年3月31日	21	13	13		
		平成24年4月1日 平成24年4月30日	21	14	14		
	38 既設建築物設備工事	平成24年3月1日 平成24年3月31日	22	15	26,516		378,300
		平成24年4月1日 平成24年4月30日	10	14	14		
		平成24年4月1日 平成24年4月30日	9	7.5	7.5		
		平成24年4月1日 平成24年4月30日	14	14	14		
		平成24年4月1日 平成24年4月30日	21	7.5	7.5		
		平成24年4月1日 平成24年4月30日	24	21	21		
	37 その他の建設事業	平成24年3月1日 平成24年3月31日	0	19			
		平成24年4月1日 平成24年4月30日	0				
	計				70,374		1,006,586

別添一括有期事業報告書の明細を上記のとおり総括して報告します。

平成 26 年 6 月 11 日

〇〇 労働局労働保険特別会計収入徴収 殿

住所 OO市 OO X-X-X
 株式会社 OO 工務店
 代表取締役 OO 〇〇

様式第7号(第34条関係)(甲)(別紙)

労働保険番号	事業の種類	事業の名称	事業場の所在地	事業の期間	請負金額の内訳			労働費率	賃金総額
					① 請負代金の額	② 請負代金に加盟する額	③ 請負代金から控除する額		
XX101600101000	38 既設建築物設備工事	市営住宅内装工事	OO市 OO-O-O	24年3月1日から 25年10月1日まで	8,610,000			22	1,894,200
		(平成24年3月31日以前 留給工事分)		年月日から 年月日まで					
		OO部 内装工事	××市 ××-××-×	24年7月19日から 25年11月10日まで	5,250,000			22	1,155,900
		××部 内装工事	△△市 △△-△-△△	24年11月25日から 26年1月10日まで	(7,350,000)			留給で 控除	(465,520)
		△△部 内装工事 伊24件	〇×市 〇×-〇×	24年5月1日から 26年2月16日まで	10,000,000			22	2,310,000
		(平成24年4月1日以前 留給工事分)		年月日から 年月日まで					
		計			(7,350,000)				(465,520)
		計			11,886,000				27,114,720

4

石綿(アスベスト)健康被害救済のための「一般拠出金」の申告・納付について

石綿健康被害救済制度は、石綿(アスベスト)による健康被害を受けられた方及びその遺族で、労災補償等の対象にならない方に対しても救済を図ることを目的として、「石綿による健康被害の救済に関する法律」により創設されました。

この健康被害者の救済費用に充てるために必要な費用は、国からの交付金、地方公共団体からの拠出金とあわせて、事業主の皆様からの拠出金(一般拠出金、特別拠出金)によってまかなわれます。

Step 3 申告書の作成

(12~15ページ参照)

活有期事業総括表で計算した賃金総額合計、保険料額、一般拠出対象賃金総額、一般拠出金額を転記し、確定保険料一般拠出金額を計算する。

算保険料についても記載し、確定保険料額と申告済概算保険料額との過不足を計算して、申告書を完成させる。

(1) 対象

アスベストはすべての産業において、その基盤となる施設、設備、機材等に幅広く使用されてきました。そのため、すべての労災保険適用事業場の事業主に一般拠出金を負担していただくこととしています。

「石綿による健康被害の救済に関する法律」(一般拠出金の徴収及び納付義務)

第35条 厚生労働大臣は、救済給付の支給に要する費用に充てるため、労災保険の保険関係が成立している事業の事業主(徴収法第8条第1項又は第2項の規定により元請負人が事業主とされる場合においては、当該元請人。以下「労災保険適用事業主」という。)から、毎年度、一般拠出金を徴収する。

2 労災保険適用事業主(略)は、一般拠出金を納付する義務を負う。

(2) 納付方法(納付時期) 労働保険料と併せて申告・納付します

一括されている事業であっても、個々の事業(工事等)の開始年月日が平成19年4月1日以降のもののみ申告・納付対象となります。したがって、平成26年度の年度更新では、平成19年4月1日以降に開始した工事で平成26年3月31日までに終了した工事について一般拠出金の申告・納付の対象となります。

- ① 労働保険の年度更新手続
 - ② 事業終了(廃止)
- 労働保険の確定保険料の申告に併せて申告・納付します。

(注) 一般拠出金には概算納付の仕組みはなく、確定納付のみの手続きとなります。延納(分割納付)はできません。

平成26年度から一般拠出金率が引き下げられました。

(3) 料率

一般拠出金率は、業種を問わず一律1000分の0.02です。また、労災保険のメリット対象事業場についても一般拠出金率にはメリット料率の適用(割増、割引)はありません。

なお、平成25年度中に事業終了(廃止)等した場合には、P22、23をご覧ください。

(4) 算定方法

① 支払賃金による賃金総額(平成19年4月1日以降新規開始事業(工事)のみ対象)

$$\text{事業主が労働者に支払った賃金総額(千円未満は切り捨て)} \times \text{一般拠出金率(1000分の0.02)}$$

② 特例による賃金総額(工事全体の支払賃金総額を正確に把握することが困難な場合)

$$\text{請負金額} \times \text{労務費率} = \text{特例による賃金総額}$$

$$\text{特例による賃金総額(千円未満は切り捨て)} \times \text{一般拠出金率(1000分の0.02)}$$

(例) 1千万円 \times 0.02 \div 1000=200円(1円未満切り捨て)

厚生労働省から独立行政法人環境再生保全機構へ交付された一般拠出金は、機構内に設けられた石綿健康被害救済基金に収納されます。

そして、機構が石綿による中皮腫や肺がんを発症している方及びこの法律の施行前にこれらの疾病により死亡した方のご遺族(労災補償等の対象とならない方に限る。)に対して、同基金から医療費等の支給を行います。

○ 救済に関するお問合せ先(ホームページ)は以下のとおりです

・独立行政法人 環境再生保全機構 <http://www.erca.go.jp>

・環境省 地方環境事務所 <http://www.env.go.jp/region/>

5

一括有期事業報告書(建設の事業)の書き方

- 1 一括有期事業報告書には、平成25年度中に終了した一括有期対象工事(元請分)をもれなく計上してください。その場合、「事業の種類」ごとに別業とし、さらに「平成25年度一括有期事業総括表」に記載されている「事業開始時期」ごとに分けて記入してください。
- 2 「事業の種類」を分けるにあたっては、「労災保険率適用事業細目表」(32～33ページ)を参考にしてください。
- 3 この報告書には一工事ごとに記入してください。ただし、一工事の請負金額が500万円未満の工事については、事業の種類ごとに「〇〇工事他〇件」と合算して記入してもかまいません。なお、合算して記入した工事については、どの工事を合算したのかを必ず分かるようにしておいてください。
- 4 「請負代金に加算する額」欄には、工事用の資材などを支給され、または機械器具等を貸与された場合には、支給された物の価額相当額または機械器具等の損料相当額を計上してください。
- 5 「請負代金から控除する額」欄には、請負代金の額に告示された控除対象工事用物(業種番号36の機械装置のみ認められています。28ページを参照してください。)の価格が含まれている場合、控除対象工事用物の価額相当額を計上してください。
- 6 支払賃金で算定する工事を含む場合は、右記の記入例(9ページ)を参照してください。
- 7 請負金額は消費税を含めてください。

事業の種類・労務费率・保険料率一覧表

業種番号	事業の種類		工事開始日が平成15年4月1日～平成18年3月31日のもの		工事開始日が平成18年4月1日～平成21年3月31日のもの		工事開始日が平成21年4月1日～平成24年3月31日のもの		工事開始日が平成24年4月1日以降のもの	
			労務费率	保険料率	労務费率	保険料率	労務费率	保険料率	労務费率	保険料率
31	水力発電施設 ずい道等新設事業		20%	1000分の129	19%	1000分の118	19%	1000分の103	18%	1000分の89
32	道路新設事業		21	29	21	21	21	15	20	16
33	舗装工事業		20	17	20	14	19	11	18	10
34	鉄道又は軌道新設事業		23	30	23	23	24	18	23	17
35	建築事業 (既設建築物設備工事業を除く)		21	17	21	15	21	13	21	13
38	既設建築物設備工事業		21	14	21	14	22	14	22	15
36	機械装置の組立て又は据え付けの事業	組立て又は取付けに関するもの	41	16	40	14	40	9	38	7.5
		その他のもの	21		21		22		21	
37	その他の建設事業		24	23	24	21	24	19	23	19

記入例

※平成25年度中に終了した元請工事がない場合は、報告書の提出は必要ありません。

この3部は確定保険料申告の際に、記載し、㊸、㊹を提出する。

様式第7号（第34条関係）（甲）

労働保険

一括有期事業報告書（建設の事業）

事業
主控

労働保険番号	府県	所管	管轄	基幹番号	枝番号	事業の名称	事業場の所在地	事業の期間	請負金額の内訳				② 労務費率	③ 賃金総額
									① 請負代金の額	② 請負代金に 加算する額	③ 請負代金から 控除する額	④ 請負金額		
X X 1 0 1 6 0 0 1 0 1 0 0 0	〇〇市	〇〇-〇-〇	21年2月1日から 25年8月31日まで	94,500,000			94,500,000	21	19,845,000					
		(小計)	年 月 日から 年 月 日まで	94,500,000			94,500,000		19,845,000					
	××市	××-××-×	23年12月30日から 25年12月30日まで	73,500,000			73,500,000	21	15,435,000					
	△△市	△-△-△	24年3月1日から 26年1月15日まで	38,000,000			38,000,000	21	7,980,000					
		(小計)	年 月 日から 年 月 日まで	111,500,000			111,500,000		23,415,000					
事業の種類	35 建築事業		計	206,000,000			206,000,000		43,260,000					

前年度中（保険関係が消滅した日まで）に廃止又は終了があったそれぞれの事業の明細を上記のとおり報告します。

平成 26 年 6 月 11 日

郵便番号 (XXX - XXXX)
電話番号 (XXX - XXX - XXXX)

住所 〇〇市 〇〇 〇-〇-〇

事業主 株式会社 〇〇工務店 記名押印又は署名
氏名 代表取締役 〇〇〇

(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・ 提出代行者・ 事務代理者の表示	氏 名	電話番号
--------------------	------------------------------	-----	------

【注意】

- ①報告書の記載に当たっては、平成19年3月31日までに事業(工事)を開始したものと、同年4月1日以後に事業(工事)を開始したものを別業とする。
- ②社会保険労務士記載欄は、この報告書を社会保険労務士が作成した場合のみ記載すること。

様式第7号（第34条関係）（甲）〔別紙〕

工事件数が多い場合、2枚目以降は別紙をご使用ください。

事業
主控

労働保険番号	府県	所管	管轄	基幹番号	枝番号	事業の名称	事業場の所在地	事業の期間	請負金額の内訳				② 労務費率	③ 賃金総額
									① 請負代金の額	② 請負代金に 加算する額	③ 請負代金から 控除する額	④ 請負金額		
X X 1 0 1 6 0 0 1 0 1 0 0 0	〇〇市	〇-〇-〇	24年3月1日から 25年10月1日まで	8,610,000			8,610,000	22	1,894,200					
		(小計)	年 月 日から 年 月 日まで	8,610,000			8,610,000		1,894,200					
	××市	×-×-×	24年7月19日から 25年11月10日まで	5,250,000			5,250,000	22	1,155,000					
	△△市	△△-△-△△	24年11月25日から 26年1月10日まで	(7,350,000)			(7,350,000)	賃金で算定	(965,520)					
	〇×市	〇×-〇×	24年5月1日から 26年2月16日まで	105,000,000			105,000,000	22	23,100,000					
		(小計)	年 月 日から 年 月 日まで	(7,350,000)			(7,350,000)		(965,520)					
		(小計)	年 月 日から 年 月 日まで	110,250,000			110,250,000		24,255,000					
事業の種類	38 既設建築物設備工事業		計	(7,350,000)			(7,350,000)		(965,520)					
			計	118,860,000			118,860,000		27,114,720					

賃金で算定した工事を含む場合、上段は賃金で算定した合計(小計)額、下段は請負金額による賃金総額の合計(小計)額、その下の欄外に上段と下段の合計(小計)額を記入してください。

賃金で算定した工事を含んでいる場合はこのようにカッコをしてください。

計 25,220,520

6 一括有期事業総括表の書き方・記入例

1 一括有期事業報告書に記入していただいた工事をとりまとめるのが総括表です。
 一括有期事業報告書から、総括表で分類してあります**事業の種類、事業開始時期**ごとに消費税を含んだ請負金額を転記し、**労務費率**を乗じて賃金総額を算出し、**千円未満を切り捨て**てください。その額に、該当する**労災保険率**を乗じて**業種ごとの保険料額**を計算してください。

2 昨年度(平成25年度)にメリット制が適用されている事業場は、**昨年度送付している「労災保険率決定通知書」**により、保険料額を計算してください。

なお、この場合一括されている各事業の開始時期における**労災保険率(基準料率)**と当該事業の終了した日の属する**保険年度のメリット増減率**を用いて算出した**労災保険率(メリット料率)**により**労災保険料**を算定します。

事業の開始時期によって**メリット料率**が異なる場合がありますので、P.29の「一括有期事業メリット制適用事業場に対する**労災保険率表**」を参照してください。

1円未満の端数が出た場合は、**切り捨て**てください。

以上の計算を総括表で行って記入をし、**保険料額の合計**を、「概算・確定保険料・一般拠出金申告書」の⑩の(イ)(ロ)労災保険分**確定保険料額欄**に転記してください。

※平成25年度中に終了した元請工事がない場合は、報告書の提出は必要ありません。

この3部は確定保険料申告の際に、記載し、⑩、⑪、⑫を提出する。

様式第7号(第34条関係)(甲) 労働保険 一括有期事業報告書(建設の事業)

労働保険番号	府県所管管轄	基幹番号	枝番号	事業の名称	事業場の所在地	事業の期間	請負金額の内訳				② 労務費率	③ 賃金総額
							④ 請負代金の額	⑤ 請負代金に 加算する額	⑥ 請負代金から 控除する額	⑦ 請負金額		
XX101600101000	〇〇市 〇〇〇-〇-〇	21年2月1日から 25年5月31日まで	94,500,000			94,500,000	21	19,845,000	〇〇市 新築工事		2枚のうち 1枚目	
									(平成21年3月31日以前 留給工事分)			
									(小計)			
									年 月 日から 年 月 日まで			
XX市 X-X-X-X-X	23年12月30日から 25年12月30日まで	73,500,000	73,500,000	21	15,435,000	X X 市 新築工事						
						(小計)						
						年 月 日から 年 月 日まで						
△△市 △-△-△	24年3月1日から 26年1月15日まで	38,000,000	38,000,000	21	7,950,000	△△市 増築工事 他5件						
						(平成24年3月31日以前 留給工事分)						
						(小計)						
事業の種類		34 建築事業	計	206,000,000		206,000,000		43,260,000				

前年度中(保険関係が消滅した日まで)に廃止又は終了があったそれぞれの事業の明細を上記のとおり報告します。

平成 26 年 6 月 11 日

郵便番号(XXX-XXXX) 〇-〇-〇
 電話番号(XXX-XXX-XXXX) 〇-〇-〇

事業主 株式会社 〇〇工務店 記名押印又は蓋印
 氏名 代表取締役 〇〇〇〇

(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

社会保険 作成年月日: 氏 名 電話番号
 労務士 専任労務士の表示
 記載欄 ⑩

〔注意〕
 ①報告書の記載に当たっては、平成19年3月31日までに事業(工事)を開始したものと、同年4月1日以降に事業(工事)を開始したものとを別業とすること。
 ②社会保険労務士記載欄は、この報告書に社会保険労務士が作成した場合のみ記載すること。

様式第7号(第34条関係)(甲)(別紙)

工事件数が多い場合、2枚目以降は別紙をご使用ください。

労働保険番号	府県所管管轄	基幹番号	枝番号	事業の名称	事業場の所在地	事業の期間	請負金額の内訳				② 労務費率	③ 賃金総額
							④ 請負代金の額	⑤ 請負代金に 加算する額	⑥ 請負代金から 控除する額	⑦ 請負金額		
XX101600101000	〇〇市 〇-〇-〇	24年3月1日から 25年10月1日まで	8,610,000			8,610,000	22	1,894,200	市営住宅内装工事		2枚のうち 2枚目	
									(平成24年3月31日以前 留給工事分)			
									(小計)			
XX市 X-X-X-X	24年7月19日から 25年11月10日まで	5,250,000	5,250,000	22	1,155,000	〇〇市 内装工事						
						(小計)						
						年 月 日から 年 月 日まで						
△△市 △-△-△	24年11月25日から 26年1月10日まで	7,350,000	7,350,000	22	1,617,000	X X 市 内装工事						
						(平成24年4月1日以降 留給工事分)						
						(小計)						
〇 X 市 〇 X - 〇 X	24年5月1日から 26年2月16日まで	105,000,000	105,000,000	22	23,100,000	△△市 内装工事 他24件						
						(平成24年4月1日以降 留給工事分)						
						(小計)						
事業の種類		35 施設建築物設備工事等	計	(7,350,000) 118,860,000		(7,350,000) 118,860,000		27,114,720				

賃金で算定した工事を含んでいる場合は、このようにカッコをしておいてください。

賃金で算定する工事はこのように記載してください。

賃金で算定した工事を含める場合、上段は賃金で算定した合計(小計)額、下段は請負金額による賃金総額の合計(小計)額を記入してください。

記入例

※平成25年度中に終了した元請工事がない場合は、総括表の提出は必要ありません。

別添様式

労働保険等

平成25年度一括有期事業総括表（建設の事業）

この3部は確定保険料申告の際に記載し、正、副を提出する。 **事業主控**

労働保険番号	府県	所管	管轄	基幹番号	枝番号	一括有期事業報告書 2枚添付
X X 1 0 1 6 0 0 1 0 1 0 0 0						

業種番号	事業の種類	事業開始時期	請負金額	労務率	賃金総額	保険料率		保険料額
						基準料率	メリット料率	
31	水力発電施設、ずい道等新設事業	平成19年4月1日以降 平成21年3月31日以前のもの		19		118	1000分の	
		平成24年3月31日以前のもの				103	1000分の	
32	道路新設事業	平成24年4月1日以降のもの		18		89		
		平成19年4月1日以降 平成21年3月31日以前のもの		21		21		
33	舗装工事業	平成24年3月31日以前のもの		20		15		
		平成24年4月1日以降のもの		20		16		
34	鉄道又は軌道新設事業	平成19年4月1日以降 平成21年3月31日以前のもの		20		14		
		平成24年3月31日以前のもの		19		11		
35	建築事業	平成24年4月1日以降 平成21年3月31日以前のもの	94,500,000	23	19,845	15		297,675
		平成24年3月31日以前のもの	111,500,000	21	23,415	13		304,395
38	既設建築物設備工事業	平成24年4月1日以降 平成21年3月31日以前のもの	8,610,000	21	1,894	14		26,516
		平成24年3月31日以前のもの	(7,350,000) 110,250,000	22	25,220	15		378,300
36	機械装置の組立て又は据付けの事業	平成19年4月1日以降 平成21年3月31日以前のもの		40		14		
		平成24年3月31日以前のもの		38				
37	その他の建設事業	平成24年4月1日以降のもの		21		7.5		
		平成19年4月1日以降 平成21年3月31日以前のもの		24		21		
合計	その他のもの	平成24年3月31日以前のもの		22		9		
		平成24年4月1日以降のもの		21		7.5		
					①	70,374		1,006,886

注
4 3 2 1
事業報告書（様式第7号「甲」）に記入した事業（工事）を、事業の種類ごとに合算し、本表により確定保険料を計算すること。
前年度にメリット制が適用された事業については、メリット料率を記入のうえ確定保険料を計算すること。
一般拠出金とは、石綿による健康被害の救済に関する法律第35条第1項に基づき労災保険適用事業主から徴収する拠出金（工事）開始時期が平成19年4月1日以降のすべての事業（工事）を徴収対象とする。

メリット制が適用されている場合は、**昨年度の労災保険率決定通知書**及びP.29の「一括有期事業メリット制適用事業場に対する労災保険率表」を参照しメリット率を記入の上計算してください。

一般拠出金は平成19年4月1日以降開始の工事のみ対象となります。

①(を除いた合計)	③一般拠出金率	一般拠出金額 (②×③)
70,374	1000分の 0.02	1,407

別添一括有期事業報告書の明細を上記のとおり総括して報告します。

平成 26 年 6 月 11 日

〇〇労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

1円未満の端数は切り捨て

郵便番号(XXX - XXXX)
電話番号(XX - XXX - XXXX)

住所 〇〇市〇〇 〇-〇-〇

事業主 株式会社〇〇工務店
氏名 代表取締役

記名押印又は認印
〇〇〇〇

(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

社会 士記 載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名	電話番号
----------------	----------------------	----	------

7 建設の事業の申告書の書き方・記入例

※口座振替を利用している事業は39ページをご覧ください。

別添様式

労働保険等 平成25年度一括有期事業総括表(建設の事業)

業種番号	事業の種類	事業開始時期	請負金額 円	労務費率	賃金総額 千円	保険料率		保険料額 円
						基準料率 1000分の	メット料率 1000分の	
31	水力発電施設、ずい道等新設事業	平成19年4月1日以降 平成25年3月31日以前のもの		19		118		103
32	道路新設事業	平成19年4月1日以降 平成25年3月31日以前のもの		18		89		21
33	舗装工事業	平成19年4月1日以降 平成25年3月31日以前のもの		20		15		16
34	鉄道又は軌道新設事業	平成19年4月1日以降 平成25年3月31日以前のもの		20		14		10
35	建築事業	平成19年4月1日以降 平成25年3月31日以前のもの	94,500,000 111,500,000	21	19,845 23,415	15 13		297,675 304,395
38	既設建築物設備工事業	平成19年4月1日以降 平成25年3月31日以前のもの	8,610,000 (7,350,000) 110,250,000	21 22	1,894 25,220	14 15		26,516 378,300
36	機械装置の組立て又は据付けの事業 その他のもの	平成19年4月1日以降 平成24年3月31日以前のもの		40		14		
		平成24年4月1日以降のもの		38		7.5		26,516
		平成19年4月1日以降 平成24年3月31日以前のもの		21		14		
		平成24年4月1日以降のもの		22		9		26,516
37	その他の建設事業	平成19年4月1日以降 平成25年3月31日以前のもの		24		21		
	合計	平成19年4月1日以降 平成25年3月31日以前のもの		①		②		③

注 1 事業報告書(様式第7号(甲))に記載した事業(工事)を、事業の種類ごとに区分し、本表により確定保険料を計算する。2 前年度にメリット料が適用された事業については、メリット料率を記入する。3 5年度第1項に基づき労働保険料を計算する。4 一般拠出金は、石綿による健康被害の救済に関する法律第35条第1項に基づき労働保険料を計算する。5 事業の開始時期が平成19年4月1日以後のものは、労働保険料を計算する対象とする。

「一般拠出金」

一般拠出金は一括有期事業総括表より転記してください。
平成19年4月1日以降開始した工事で、平成26年3月31日までに終了した工事が無い場合は、「0」を記入します。
1円未満の端数は切り捨ててください。

⑫欄 「期別納付額」

延納する場合は3期別に納付額を記入してください。

(例) ⑭の(イ)欄 26年度概算保険料 1,006,886円 ÷ ⑰欄 納付回数 3回 = 335,628円 (余り2円)

- 第1期 335,630円 (←余り2円加算)
- 第2期 335,628円
- 第3期 335,628円

1円又は2円の余りが生じた時は、必ず第1期分へ加算してください。

(概算保険料額が20万円未満の場合は、延納できませんので全期分を1回で納付してください。)

機械処理に支障をきたしますので、領収済通知書(納付書)に印書されている所在地・名称等は訂正しないでください。

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(1)(表面)

労働保険 概算・増加概算・確定保険料
石綿健康被害救済法 一般拠出金

31759

種別 32701

① 都道府県 所管 管轄 基幹番号 枝番号
X X 1 0 1 6 0 0 1 0 1 - 0 0 0

② 増加年月日(元号:平成は7) ③ 事業終了年月日
元号 月 日 元号 月 日

④ 常時使用労働者数 ⑤ 雇用保険被保険者数

(なるべく折り返さないようにし、やむをえない場合には折り返し(マント)の所で折り返してください。)

確定保険料

⑦ 区分 算定期間 平成25年度

⑧ 保険料・一般拠出金算定基礎額

労働保険料 (イ) 70374

労働災害保険料 (ロ) 70374

雇用保険法適用者分 (ハ) 70374

雇用保険法適用者分 (ニ) 70374

雇用保険法適用者分 (ホ) 70374

雇用保険法適用者分 (ヘ) 70374

一般拠出金 (ヘ) 70374

増加概算保険料

① 区分 算定期間 平成26年度

⑩ 保険料算定基礎額の見込額

労働保険料 (イ) 70374

労働災害保険料 (ロ) 70374

雇用保険法適用者分 (ハ) 70374

雇用保険法適用者分 (ニ) 70374

雇用保険法適用者分 (ホ) 70374

雇用保険法適用者分 (ヘ) 70374

⑪ 申告済概算保険料額 1,000

⑫ 差引額 (イ) 不足額 6,886円

⑬ 還付額 (ロ) 還付額

⑭ 期別納付額

第1期 (イ) 概算保険料額 335,630円 (ロ) 労働保険料(元) 335,630円 (ハ) 不足額(イ)-(ロ) 6,886円

第2期 (イ) 概算保険料額 335,628円 (ロ) 労働保険料(元) 335,628円 (ハ) 第2期納付額(イ)-(ロ) 335,628円

第3期 (イ) 概算保険料額 335,628円 (ロ) 労働保険料(元) 335,628円 (ハ) 第3期納付額(イ)-(ロ) 335,628円

⑮ 加入している労働保険 (イ) 労働保険 (ロ) 雇用保険 (ハ) 特掲事業 (ニ) 該当し

⑯ (イ) 所在地 00市 00 0-0-0 (ロ) 名称 株式会社00工務店

領収済通知書 (労働)

30841

取扱庁名 〇〇労働局

取扱庁番号 0007533

都道府県 所管 管轄 基幹番号 枝番号
X X 1 0 1 6 0 0 1 0 1 - 0 0 0

⑰ 納付の目的

1. 平成 26年度 1期 (全期又は1期) 26 1

2. 平成 25年度 確定 25

⑱ 納付の場所 日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局

標準字体 **0123456789**

継続事業 (一括有期事業を含む)

提出用

平成26年6月11日

あて先 〒×××-××××
〇〇市〇〇
〇-〇-〇

〇〇労働局tky13rlz
労働保険特別会計歳入徴収官殿

平成26年4月1日から平成26年3月31日まで

⑨保険料・一般拠出金率 (イ) 1000分の (ロ) 1000分の
1006886 1006886

⑩確定保険料・一般拠出金額 (8×⑨)
1006886 1006886

⑪概算・増加概算保険料額 (12×⑬)
1006886 1006886

⑫概算・増加概算保険料額 (12×⑬)
1006886 1006886

⑬延納の申請 納付回数 **3**

⑭申告済概算保険料額 342,516円

⑮増加概算保険料額 (13の(イ)～(ロ))

⑯今期労働保険料 (ロ)又は(イ)+(ロ) 342,516円

⑰一般拠出金額 (ロ)又は(イ)+(ロ) 1,407円

⑱今期納付額 (ニ)+(ハ) 343,923円

事業又は作業の種類 **建築事業**

⑲事業開始年月日

⑳事業停止理由

郵便番号 **000000**

電話番号 **0000-0000**

(イ)住所 (法人の場合は(イ)住所を省略)

(ロ)名称 **株式会社〇〇工務店**

(ハ)氏名 **代表取締役 〇〇〇〇**

労働保険 (国庫金) (記入例) **¥0123456789**

⑪労働保険特別会計 **0847** 厚生労働省 **6118** 平成 **26** 年度

翌年度5月1日以降 現年度歳入組入

労働保険料 **¥342516**

一般拠出金 **¥1407**

納付額 (合計額) **¥343923**

あて先 〒×××-××××
〇〇市〇〇 〇-〇-〇

上記の合計額を領収しました。
領収日付印

〇〇工務店 殿
名等は ださい。

労働保険特別会計歳入徴収官 (官庁送付分)

電子申請を行う場合のアクセスコードです。

31 ページの「電子申請による年度更新手続について」をご覧ください。

④欄 「常時使用労働者数」

平成25年度中の**1日平均使用労働者数**を記入してください。

[確定]

⑧欄 「保険料・拠出金算定基礎額」

⑩欄 「確定保険料・一般拠出金額」

一括有期事業総括表から転記してください。

[概算]

⑫欄 「保険料算定基礎額の見込額」

⑭欄 「概算保険料額」

平成25年度の工事実績に基づく「賃金総額」の200/100を上まわらず50/100を下まわらない限り平成25年度と同額で算定してください。注1

平成26年度メリット制適用事業場においてはここに「メリット」と印字されています。同封の「平成26年度労災保険率決定通知書」の料率で保険料を算定してください。

⑰欄 納付回数「1」または「3」

概算保険料額が20万円以上の場合は、3回に延納することができます。(20万円未満の場合は、延納できません) 尚、確定保険料の不足額及び一般拠出金は延納できませんので第1期に納付してください。

⑳欄 差引額

※不足の例 ⑱欄の金額より⑩欄の金額が多い場合

⑱欄 申告済概算保険料 1,000,000円	－	⑩欄 確定保険料額 1,006,886円	=	⑳欄 差引額 (ハ) 不足額 6,886円
------------------------------	---	----------------------------	---	-----------------------------

※充当の例 P.16以降を参照してください。

㉘欄、㉙欄「事業・事業主」

郵便番号、電話番号、事業場の住所・名称を記入してください。

事業主の氏名(法人の時は代表者の職名・氏名)記入欄の押印については、記名押印又は事業主自らの署名のいずれかになります。

今期納付額を記入

※**内訳、納付額の金額の訂正はできません。**(もし書き損じたら新しい領収済通知書(納付書)により納付してください。)

※額面300万円以上の小切手は、その小切手の支払い金融機関でないと納付できませんのでご注意ください。

(歳入納付に使用する証券の納付に関する制限第2条)

※金額の前に必ず「¥」記号を記入してください。

注1 200/100以上もしくは50/100以下となる場合の計算方法については、よりの監督署、労働局へお問い合わせください。

継続事業 (一括有期事業を含む) 申告書

標準字体 0123456789

提出用

平成26年6月11日

※各種区分
 管轄(2) 保険関係等 業種 産業分類
 7510201

あて先 〒×××-××××
 ○○市○○
 ○-○-○

○労働局tky13r1z
 労働保険特別会計歳入徴収官殿

平成26年4月1日から平成26年3月31日まで

⑨保険料・一般拠出金率 ⑩確定保険料・一般拠出金額(⑧×⑨)

60 50520

0.02 16

平成27年4月1日から平成27年3月31日まで

⑬保険料率 ⑭概算・増加概算保険料額(⑫×⑬)

60 50520

17 延納の申請 納付回数 1

⑮申告済概算保険料額 ⑯増加概算保険料額

51,040 16 51,056

事業又は作業の種類 立木の伐採

郵便番号 XXX-XXXX 電話番号 (XXXX) XX-XXXX

(イ)住所 (法人の場合は) 00市00X-X

(ロ)名称 00木材(株)

(ハ)氏名 代表取締役 00 00

労働保険 (国庫金) (記入例) ¥0123456789

労働保険特別会計 0847 厚生労働省管 6118 平成 26 年度

労働保険料 51040

一般拠出金 16

納付額(合計額) 51056

あて先 〒×××-×××× ○○市○○ ○-○-○

上記の合計額を領収しました。

領収日付印

電子申請を行う場合のアクセスコードです。

31ページの「電子申請による年度更新手続について」をご覧ください。

④欄 「常時使用労働者数」

立木の伐採の事業に該当する場合は、平成25年度中の1日平均使用労働者数を記入してください。立木の伐採以外の林業は、平成25年度中の1ヶ月平均使用労働者数を記入してください。少数点以下の端数が生じた場合は切り捨てた数とし、0人となる場合は1人としてください。

〔確定〕

⑧欄 「保険料・拠出金算定基礎額」

⑩欄 「確定保険料・一般拠出金額」

一括有期事業報告書(立木の伐採の事業)から転記してください。

〔概算〕

⑫欄 「保険料算定基礎額の見込額」

⑭欄 「概算保険料額」

平成25年度の実績に照らして算定をしてください。なお、不明の場合は、平成25年度の実績を参考としてください。

また、平成26年度メリット制適用事業場においては、同封の「平成26年度労災保険率決定通知書」の料率で保険料を算定してください。

⑰欄 納付回数「1」または「3」

概算保険料額が20万円以上の場合は、3回に延納することができます。(20万円未満の場合は、延納できません。)

⑳欄 差引額

※不足の例 ⑱欄の金額より⑩欄の金額が多い場合

⑱欄 申告済概算保険料 50,000円	—	⑩欄 確定保険料額 50,520円	=	⑳欄 差引額 (ハ) 不足額 520円
---------------------------	---	-------------------------	---	---------------------------

※充当の例 P.16以降を参照してください。

㉘欄、㉙欄「事業・事業主」

郵便番号、電話番号、事業場の住所・名称を記入してください。

事業主の氏名(法人の時は代表者の職名・氏名)記入欄の押印については、記名押印又は事業主の自らの署名のいずれかになります。

今期納付額を記入

※内訳、納付額の金額の訂正はできません。(もし書き損じた場合は新しい領収済通知書(納付書)により納付してください。)

※額面300万円以上の小切手は、その小切手の支払い金融機関でないと納付できませんのでご注意ください。

(歳入納付に使用する証券の納付に関する制限第2条)

※金額の前に必ず「¥」記号を記入してください。

充当額の記入方法

- (1) 充当額については、原則として、全期又は1期目の労働保険料額と一般拠出金に充当し、余りがある場合には、2期目、3期目に充当することになります。
 - (2) 充当する場合は「㊸充当意思」欄を必ず記入してください。
 - (3) 1期から3期目に充当してもなお余りがある場合は、管轄の労働局・労働基準監督署に「労働保険料・一般拠出金還付請求書」を提出し、還付の請求を行ってください。
- なお、請求手続については、P.21の「㊸記入例1 充当後還付額が出る場合」を参照ください。

充当のパターン

以下の3パターンがあります。

「労働保険料のみ充当」

「一般拠出金のみ充当」

「労働保険料及び一般拠出金に充当」

記入例 1 労働保険料のみ充当した場合の例

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(1)(表面)

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書
 31759 石綿健康被害救済法 一般拠出金

標準字 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

継続事業 (一括有期事業を含む。)

種別 32701 ※修正項目番号 ※入力確定コード

①労働保険番号 XX101600101-000

②増加年月日(元号:平成は7) 元 月 日

③事業廃止等年月日(元号:平成は7) 元 月 日

④常時使用労働者数 ⑤雇用保険被保険者数 ⑥免除対象高齢労働者数

※各種区分 管轄(2) 保険関係等 業種 産業分類 751 3501

あて先 〒XXX-XXXX ○○市○○ ○-○○-○○ ○○労働局 tky13rlz

労働保険特別会計納入徴収官殿

⑦区分	算定期間 平成25年4月1日 から 平成26年3月31日 まで	⑧保険料・一般拠出金算定基礎額	⑨保険料一般拠出金率	⑩確定保険料・一般拠出金額(⑧×⑨)
労働保険料	(イ)	1006886	100%	1006886
労災保険分	(ロ)	70374	100%	70374
雇用保険法適用者分	(ハ)			
高年齢労働者分	(ニ)		***.***	
保険料算定対象者分	(ホ)		***.***	
一般拠出金	(ヘ)	70374	0.02	1407

⑪区分	算定期間 平成26年4月1日 から 平成27年3月31日 まで	⑫保険料算定基礎額の見込額	⑬保険料率	⑭概算・増加概算保険料額(⑫×⑬)
労働保険料	(イ)		100%	1006886
労災保険分	(ロ)	70374	100%	70374
雇用保険法適用者分	(ハ)			
高年齢労働者分	(ニ)			
保険料算定対象者分	(ホ)			

⑮事業主の郵便番号(変更のある場合記入) ⑯事業主の電話番号(変更のある場合記入)

⑰延納の申請 納付回数 3

⑱申告済概算保険料額 1,500,000

⑲申告済概算保険料額

⑳増加概算保険料額

㉑差引額 (イ) 充当額 493,114 (ロ) 還付額

㉒今期労働保険料 ((イ)-(ロ)又は(イ)+(ロ)) 0

㉓事業又は作業の種類 建築事業

⑳今期納付額(㉒)+(㉓)	1,407
㉔今期納付額(㉒)	1,407
㉕今期納付額(㉓)	178,144

⑳今期労働保険料 ((イ)-(ロ)又は(イ)+(ロ)) 0

㉖事業又は作業の種類 建築事業

㉗郵便番号 XXX-XXXX ㉘電話番号 (XXX)XXX-XXXX

㉙事業廃止等理由 (1)廃止 (2)委託 (3)個別 (4)労働者なし (5)その他

(なるべく折り曲げないよう) (ヤミをえい場合) (の所で折り曲げないで)。

記入例

〔計算方法〕

⑪(イ)1,006,886 ÷ 3 =

- 第1期分㉒(イ) 335,630円 ← ※余りが生じた場合は、必ず第1期分に加算してください。
- 第2期分㉒(チ) 335,628円
- 第3期分㉒(ル) 335,628円 (余りは必ず1円または2円となります)

○第1期の保険料に全て充当し、なお余りがある場合は、原則第2期、第3期に順次残額を充当します。

〔今期納付額の計算〕

第1期 ㉒(イ) 335,630円 - ㉒(ロ) 335,630円 + ㉒(ハ) 1,407円 = 今期納付額 ㉒(ト) 1,407円

第2期 ㉒(チ) 335,628円 - ㉒(リ) 157,484円 = 今期納付額 ㉒(ヌ) 178,144円

申告済概算保険料額(昨年度申告した額)がまだ納められていない場合には充当できませんのでご注意ください。

記入例2 一般拠出金のみ充当した場合の例

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(1)(表面)

31759 労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書
石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業
(一括有期事業を含む。)

標準字 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

種別 32701 ※修正項目番号 ※入力確定コード

①労働保険番号 XX101600101-000

②増加年月日(元号：平成は7) 元 月 日

③事業廃止等年月日(元号：平成は7) 元 月 日

④常時使用労働者数 ⑤雇用保険被保険者数 ⑥免除対象高年齢労働者数

※各種区分 管轄(2) 保険関係等 業種 産業分類 751 3501

あて先 〒XXX-XXXX ○○市○○ ○-○○○ ○○労働局 tky13rlz

労働保険特別会計納入徴収官殿

(なるべく折り曲げないよう) (折る場合は折り曲げマーク) (折る場合は折り曲げマーク) (折る場合は折り曲げマーク)

⑦区分	算定期間 平成25年4月1日 から 平成26年3月31日 まで	⑧保険料・一般拠出金算定基礎額	⑨保険料一般拠出金率	⑩確定保険料・一般拠出金額(⑧×⑨)
労働保険料	(イ)	70374	1000分の	1006886
労災保険分	(ロ)	70374	1000分の	1006886
雇用保険法適用者分	(ハ)			
高年齢労働者分	(ニ)		1000分の	***.***
保険料算定対象者分	(ホ)		1000分の	***.***
一般拠出金	(ヘ)	70374	1000分の	1407

⑪区分	算定期間 平成26年4月1日 から 平成27年3月31日 まで	⑫保険料算定基礎額の見込額	⑬保険料率	⑭概算・増加概算保険料額(⑫×⑬)
労働保険料	(イ)	70374	1000分の	1006886
労災保険分	(ロ)	70374	1000分の	1006886
雇用保険法適用者分	(ハ)			
高年齢労働者分	(ニ)		1000分の	
保険料算定対象者分	(ホ)		1000分の	

⑮申告済概算保険料額 1,500,000 円

⑯申告済概算保険料額

⑰延納の申請 納付回数 3 回

⑱差引額 (イ) 充当額 1,407 円 (ロ) 還付額 491,707 円

⑳増加倍算保険料額

⑳今期納付額は	(イ) 概算保険料額 (⑪の(イ)×⑬+⑭以降の(イ)未済残額)	(ロ) 労働保険料充当額 (⑫の(イ)×⑬)	(ハ) 不足額(⑫の(ハ))	(ニ) 今期労働保険料 (⑪の(イ)×⑬+⑭+⑮)	(ホ) 一般拠出金充当額 (⑫の(ホ)×⑬)	(ヘ) 一般拠出金額 (⑫の(ヘ)×⑬)	(ト) 今期納付額(ニ)+(ホ)
第1期	335,630円		335,630円	0円	1,407円	0円	335,630円
第2期	335,628円		335,628円				335,628円
第3期	335,628円		335,628円				335,628円

〔計算方法〕

⑪(イ)1,006,886÷3 = 第1期分⑳(イ) 335,630円 ← ※余りが生じた場合は、必ず第1期分に加算してください。(余りは必ず1円または2円となります)

第2期分⑳(チ) 335,628円

第3期分⑳(ル) 335,628円

〔今期納付額の計算〕

第1期 ⑳(イ) 335,630円 - ⑳(ロ) 0円 + ⑳(ヘ) 0円 = 今期納付額 ⑳(ト) 335,630円

第2期 ⑳(チ) 335,628円 - ⑳(リ) 0円 = 今期納付額 ⑳(ヌ) 335,628円

還付額が出た場合管轄の労働局・労働基準監督署に「労働保険料・一般拠出金還付請求書」を提出し、還付の請求を行ってください。申告済概算保険料額(昨年度申告した額)がまだ納められていない場合には充当できませんのでご注意ください。

記入例3 労働保険料及び一般拠出金に充当した場合の例

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(1)(表面)

標準定率 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書
 31759 石綿健康被害救済法 一般拠出金 継続事業 (一括有期事業を含む。)

種別 32701 ※修正項目番号 ※入力確定コード

①労働保険番号 XX101600101-000 ※各種区分 751 3501

②増加年月日(元号：平成は7) ③事業廃止等年月日(元号：平成は7) ※事業廃止等理由

④常時使用労働者数 ⑤雇用保険被保険者数 ⑥免除対象高年齢労働者数 ※保険関係※片保険理コード

〇〇市〇〇 〇-〇-〇

〇〇労働局 tky13rlz

労働保険特別会計納入徴収官殿

⑦区分	算定期間 平成25年4月1日 から 平成26年3月31日 まで	(注2)(注1) 石綿による健康被害の救済に関する法律第35条第1項に基づき、労災保険適用事業主から徴収する一般拠出金は延納できません。						
確定保険料	⑧保険料・一般拠出金算定基礎額 (イ) 1000分の (イ) 1000分の (イ) 1000分の	⑩確定保険料・一般拠出金額 (⑧×⑨) 1006886 円						
労働保険料	(イ) 1000分の (イ) 1000分の (イ) 1000分の	1006886 円						
労災保険分	(ロ) 70374 円 (ロ) 1000分の (ロ) 1000分の	1006886 円						
雇用保険法適用者分	(ハ) 1000分の (ハ) 1000分の (ハ) 1000分の							
高年齢労働者分	(ニ) 1000分の (ニ) 1000分の (ニ) 1000分の							
保険料算定対象者分	(ホ) 1000分の (ホ) 1000分の (ホ) 1000分の							
一般拠出金 (注1)	(ヘ) 70374 円 (ヘ) 1000分の (ヘ) 1000分の	1407 円						
⑪区分	算定期間 平成26年4月1日 から 平成27年3月31日 まで							
概算・増加概算保険料	⑫保険料算定基礎額の見込額 (イ) 1000分の (イ) 1000分の (イ) 1000分の	⑭概算・増加概算保険料額 (⑫×⑬) 1006886 円						
労働保険料	(イ) 1000分の (イ) 1000分の (イ) 1000分の	1006886 円						
労災保険分	(ロ) 70374 円 (ロ) 1000分の (ロ) 1000分の	1006886 円						
雇用保険法適用者分	(ハ) 1000分の (ハ) 1000分の (ハ) 1000分の							
高年齢労働者分	(ニ) 1000分の (ニ) 1000分の (ニ) 1000分の							
保険料算定対象者分	(ホ) 1000分の (ホ) 1000分の (ホ) 1000分の							
⑮事業主の郵便番号(変更のある場合記入) ⑯事業主の電話番号(変更のある場合記入)	⑰延納の申請 納付回数 3 項30							
⑱申告済概算保険料額 1,500,000 円	⑲申告済概算保険料額							
⑳差引額 (イ) 充当額 493,114 円 (イ) 不足額 3 円 (イ) 不足額 (⑱の(イ)-⑱)	㉑増加概算保険料額 (⑲の(イ)-⑱)							
㉒今期納付額 (イ) 概算保険料額 (⑲の(イ)+⑱) 以降の(イ)未済残額 335,630 円 (イ) 労働保険料充当額 (⑲の(イ)-㉑の(ロ)) 335,630 円 (イ) 不足額 (㉑の(ハ)) 0 円 (イ) 今期納付額 (⑲の(イ)-㉑の(ハ)) 1,407 円 (イ) 一般拠出金充当額 (⑲の(イ)-㉑の(ハ)) 0 円 (イ) 一般拠出金額 (⑲の(イ)-㉑の(ハ)) (注2) 0 円 (イ) 今期納付額 (㉒)+(イ)	㉓事業又は作業の種類 建築事業	㉔保険関係成立年月日						
第1期 335,630 円	第2期 335,628 円	第3期 335,628 円	第1期 156,077 円	第2期 179,551 円	第3期 335,628 円	郵便番号 XXX-XXXX	電話番号 (XXX) XXX-XXXX	⑳事業廃止等理由 (1)廃止 (2)委託 (3)個別 (4)労働者なし (5)その他

納付する保険料がない場合は申告書を金融機関・郵便局へ提出することはできません。管轄の労働局労働基準監督署へ直接ご提出いただくか、郵送されるようお願いいたします。

なるべく折り曲げないよう(1)の「ヤ」をえい場合には折り曲げマーク(△)の所で折り曲げてください。

記入例

〔計算方法〕

⑪(イ) 1,006,886 ÷ 3 =

- 第1期分 ㉒(イ) 335,630 円 ← ※余りが生じた場合は、必ず第1期分に加算してください。
- 第2期分 ㉒(チ) 335,628 円
- 第3期分 ㉒(ル) 335,628 円 (余りは必ず1円または2円となります)

第1期分労働保険料の充当を行い、その後一般拠出金を充当します。なお余りがある場合、第2期分以降の労働保険料に残額を充当します。(計算が他の場合と異なりますのでご注意ください。)

〔今期納付額の計算〕

第1期 ㉒(イ) 335,630 円 - ㉒(ロ) 335,630 円 + ㉒(ハ) 0 円 = 今期納付額 ㉒(ト) 0 円

第2期 ㉒(チ) 335,628 円 - ㉒(リ) 156,077 円 = 今期納付額 ㉒(ヌ) 179,551 円

申告済概算保険料額(昨年度申告した額)がまだ納められていない場合には充当できませんのでご注意ください。

10 充当後還付額が出る場合、事業を廃止した場合等の記入例

記入例 1 充当後還付額が出る場合

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(1)(表面)

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書

31759 石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業 (一括有期事業を含む)

標準字 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

① 都道府県 ② 管轄 ③ 基幹番号 ④ 枝番号

XX101600101-000

⑤ 増加年月日(元号:平成は7) ⑥ 事業廃止等年月日(元号:平成は7)

⑦ 労働保険種別 32701

⑧ 各種区分 管轄 751 業種 3501

⑨ 申告済概算保険料額 3,000,000円

⑩(イ) 確定保険料額 1,006,886円

⑪(イ) 充当額 1,008,293円

⑫(ロ) 還付額 984,821円

〇〇市〇〇 〇-〇-〇

〇〇労働局 tky13rlz

労働保険特別会計納入徴収官殿

算定期間 平成25年4月1日 から 平成26年3月31日 まで

確定区分	⑧ 保険料・一般拠出金算定基礎額	⑨ 保険料・一般拠出金率	⑩ 確定保険料・一般拠出金額(⑧×⑨)
労働保険料	1006886	100%	1006886
労災保険分	70374	100%	70374
雇用保険法適用者分			
高年齢労働者分			
保険料算定対象者分			
一般拠出金	70374	100%	70374

算定期間 平成26年4月1日 から 平成27年3月31日 まで

概算・増加概算区分	⑫ 保険料算定基礎額の見込額	⑬ 保険料率	⑭ 概算・増加概算保険料額(⑫×⑬)
労働保険料	1006886	100%	1006886
労災保険分	70374	100%	70374
雇用保険法適用者分			
高年齢労働者分			
保険料算定対象者分			

⑮ 申告済概算保険料額 3,000,000円

⑯ 申告済概算保険料額

⑰ 増加概算保険料額

⑱ 差引額

(イ) 充当額 1,008,293円

(ロ) 還付額 984,821円

⑳ 全期別納額は 1,006,886円

㉑ 第2期納付額は 0円

㉒ 第3期納付額は 0円

㉓ 事業又は作業の種類 建築事業

㉔ 保険関係成立年月日

㉕ 事業廃止等理由

① 廃止 ② 委託 ③ 個別 ④ 労働者なし ⑤ その他

① 延納の申請 納付回数 1

② 労働保険種別 32701

③ 事業廃止等理由

④ 労働者なし

⑤ その他

⑥ 労働保険種別 32701

⑦ 事業廃止等理由

⑧ 労働者なし

⑨ その他

⑩ 労働保険種別 32701

⑪ 事業廃止等理由

⑫ 労働者なし

⑬ その他

⑭ 労働保険種別 32701

⑮ 事業廃止等理由

⑯ 労働者なし

⑰ その他

⑱ 労働保険種別 32701

⑲ 事業廃止等理由

⑳ 労働者なし

㉑ その他

還付額が出た場合管轄の労働局・労働基準監督署に「労働保険料・一般拠出金還付請求書」を提出し、還付の請求を行ってください。

(納付する保険料がない場合は申告書を金融機関・郵便局へ提出することはできません。)
(管轄の労働局・労働基準監督署へ直接ご提出いただくか、郵送されるようお願いいたします。)

記入例 2 事業を廃止した場合

労災保険率、雇用保険率については記入例であり、実際の申告書の計算にあたっては、申告書に印字している保険料率を使用してください。

次のような場合には確定申告が必要となります

- ①平成25年度中に事業廃止した場合②労働保険事務組合へ事務を委託した場合③元請工事を行わない場合④元請・下請の労働者を使っての工事を行わない場合⑤他の都道府県へ移転した場合
- なお、事業場の労働者が0人であっても、元請工事を行う場合には、廃止の申告はできません。

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(1)(表面)

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書

石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業 (一括有期事業を含む。)

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

第3片「記入に当たっての注意事項」をよく読んでから記入して下さい。OCR枠への記入は上記の「標準字体」でお願いします。

提出用

平成26年 6 月 11 日

※各種区分 管轄(2) 保険関係等 業 種 産業分類 751 3501

あて先 〒XXX-XXXX ○○市○○

○○労働局 tky13rlz

労働保険特別会計歳入徴収官殿

①都道府県 所管 管轄 基幹番号 枝番号

労働保険番号 XX101600101-000

②増加年月日(元号:平成は7) 7-26- 月 - 9 日

④常時雇用労働者数 10

⑤雇用保険被保険者数

⑦区分

算定期間	平成25年4月1日	から	平成26年3月31日	まで
⑧保険料・一般拠出金算定基礎額	⑨保険料・一般拠出率	⑩確定保険料・一般拠出金額(⑧×⑨)		
労働保険料	100分の(イ)	円	円	
労災保険分	1000分の(ロ)	70374	1006886	
雇用保険法適用者分	(ハ)			
雇用保険分	1000分の(ニ)	***.***		
高年齢労働者分	(ホ)			
保険料算定対象者分	1000分の(ヘ)	***.***		
一般拠出金	(ヘ)	70374	3518	

⑪区分

算定期間	平成26年4月1日	から	平成27年3月31日	まで
⑫保険料算定基礎額の見込額	⑬保険料率	⑭概算・増加概算保険料額(⑫×⑬)		
労働保険料	1000分の(イ)			
労災保険分	1000分の(ロ)			
雇用保険法適用者分	(ハ)			
雇用保険分	1000分の(ニ)			
高年齢労働者分	(ホ)			
保険料算定対象者分	1000分の(ヘ)			

⑮事業主の郵便番号(変更のある場合記入)

⑯事業主の電話番号(変更のある場合記入)

⑰延納の申請 納付回数

⑱申告済概算保険料額 1,500,000 円

⑲申告済概算保険料額

⑳増加概算保険料額

㉑差引額 還付額 489,596 円

〔計算方法〕

⑱申告済概算保険料額	1,500,000円	-	⑩(イ)確定保険料額	1,006,886円	=	還付額	493,114円
------------	------------	---	------------	------------	---	-----	----------

⑳(イ) 518円

㉑(ホ) 3,518円

㉒(ホ) 489,576円

⑳(イ) 518円

㉑(ホ) 3,518円

㉒(ホ) 489,576円

⑳(イ) 518円

㉑(ホ) 3,518円

㉒(ホ) 489,576円

③欄の事業廃止等年月日は必ず記入してください

納付する保険料がない場合は申告書を金融機関・郵便局へ提出することはできません。管轄の労働局・労働基準監督署へ直接ご提出いただくか、郵送されるようお願いいたします。

いずれかに必ず○をつけてください

※確定保険料算出の結果、不足が生じた場合は不足額を納付してください。

※還付額が生じた場合は、「⑩記入例1 充当額還付額が出る場合」を参照してください。

一般拠出金へ充当する場合には、更に以下の計算となります。

還付額	493,114円	-	⑳(ホ) 一般拠出金	3,518円	=	実際の還付額	489,576円
-----	----------	---	------------	--------	---	--------	----------

○事業を廃止した場合、口座振替の対象とはならない場合があります。

申告済概算保険料額(昨年度申告した額)がまだ納められていない場合には充当及び還付の請求はできませんのでご注意ください。

12 その他の注意事項

① 事業の廃止又は元請工事を行わない場合等について

事業を廃止する場合又は今後元請工事を行う予定がない場合は、保険関係の消滅の手続を行ってください。手続は、「確定保険料・一般拠出金申告書」を管轄の労働局又は労働基準監督署へ提出し、保険料の精算と一般拠出金の申告等を行うことで完了します。（申告方法はP.22をご参照ください。）

- （例）
- ①事業廃止した場合
 - ②労働保険事務組合へ事務処理を委託した場合
 - ③元請工事を行わない場合
 - ④元請・下請の労働者を使っての工事を行わない場合
 - ⑤他の都道府県へ事業場を移転した場合

② 建設業の事務所の労災保険について

事務員を雇用している場合は、一括有期事業の労災保険とは別に「事務所」として管轄の労働基準監督署で労災保険加入の手続が必要になります。

③ 一括有期事業開始届（様式第3号）について

一括有期事業の対象となる個々の工事を始めた場合、**工事開始の翌月10日まで**に前月に開始した工事を、「**一括有期事業開始届**」により管轄の労働基準監督署に提出しなければなりません。（請負金額が500万円未満の事案については、個々に記入せず事業の種類ごとに取りまとめ「〇〇工事外〇〇件」と記入することができます。）手続に必要な用紙は各労働基準監督署で入手できるほか、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

（下記URLもしくは「労働保険関係各種様式」で検索してください。）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhoken01/yousiki.html>

④ 一括されない有期事業（単独有期事業）

一括の要件に該当しない建設事業又は立木の伐採の事業は、一工事現場又は一作業現場ごとに一つの事業として、その事業が開始されるごとに労災保険加入の手続をすることとなります。

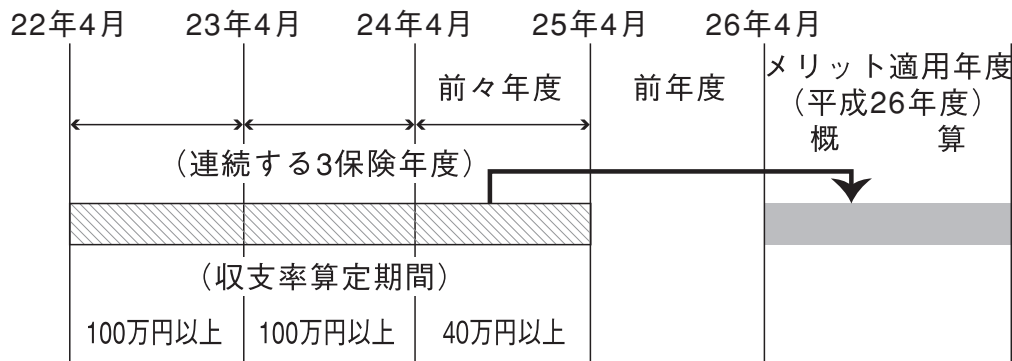
具体的な手続としては、事業開始から10日以内にその事業を管轄する労働基準監督署に「保険関係成立届」を提出し、20日以内に「概算保険料申告書（有期事業）」を金融機関又は管轄の労働基準監督署・労働局に申告・納付をすることとなります。

その事業が終了したときは、50日以内に「確定保険料・一般拠出金申告書（有期事業）」を提出し、すでに申告・納付してあった概算保険料を精算する必要があります。

⑤ 労災保険のメリット制について

メリット制は、事業主の保険料負担の公平を図るために、個々の事業場の労働災害の多寡に応じて事業の種類ごとに定められた労災保険率を、一定の範囲内で引き上げたり、引き下げたりする制度です。

一括有期事業については、保険関係成立後3年以上（3月31日現在）経過し、過去3保険年度連続して、確定保険料の額が**100万円以上**（平成24年度以降の確定保険料の額は40万円以上）の事業にメリット制が適用されます。



昨年度、メリット制が適用されていた事業場については、「一括有期事業総括表」の「保険料率」の「メリット料率」欄に、**昨年度送付した「平成25年度労災保険率決定通知書」**に記載されているメリット料率を記入し、労災保険料を算出してください。

平成26年度も引き続きメリット制の適用となっている事業場については、「**平成26年度労災保険率決定通知書**」が同封されていますので、該当する「事業の種類」のメリット率により、概算保険料額を算出してください。次のページに「一括有期事業メリット制適用事業場に対する労災保険率表」を掲載していますので、ご活用ください。

平成26年度の概算保険料からメリット制の非適用となる事業場については、基準料率により、労災保険料を算出してください。

なお、平成25年度確定保険料率、平成26年度概算保険料率は、非業務災害率1000分の0.6に应ずる額を除いて、メリット増減率±40%が適用されます。

⑥ 機械装置の範囲（例示）

労災保険料の算定にあたって、請負代金から控除することができる、「機械装置の組立て又はすえ付けの事業」（業種番号36）における機械装置の範囲については、下記のとおり具体例が示されています。

- | | | |
|---------------|-----------------|----------------------------|
| 1. 湿式排煙脱硫装置 | 6. 抄紙機（改造） | 12. エレベーター |
| 2. 火力発電所ボイラー | 7. 連続鑄造機 | 13. エスカレーター |
| 3. 原子炉 | 8. 発泡ポリスチレンプラント | 14. 石油精製、石油化学プラント |
| 4. ゴミ焼却装置 | 9. 電気集塵装置 | 15. 水力発電設備 |
| 5. 原子力発電所タービン | 10. ガス発生装置 | 16. 索道（ロープウェイ、ゴンドラリフト、リフト） |
| | 11. 水処理設備 | |

一括有期事業「ネット」制適用事業場に対する労災保険率表

事業の種別	事業の新設 増設の割合 対労災保険率	事業の開始時期	40%減	35%減	30%減	25%減	20%減	15%減	10%減	5%減	基準率	5%増	10%増	15%増	20%増	25%増	30%増	35%増	40%増
			1000分の	1000分の	1000分の	1000分の	1000分の	1000分の	1000分の	1000分の		1000分の	1000分の	1000分の	1000分の	1000分の	1000分の	1000分の	1000分の
31	水力発電施設、 隧道等新設事業	21年4月1日 以降のもの	62.04	67.16	72.28	77.4	82.52	87.64	92.76	97.88	103	108.12	113.24	118.36	123.48	128.6	133.72	138.84	143.96
		24年4月1日 以降のもの	53.64	58.06	62.48	66.9	71.32	75.74	80.16	84.58		89	93.42	97.84	102.26	106.68	111.1	115.52	119.94
32	道路新設事業	21年4月1日 以降のもの	9.24	9.96	10.68	11.4	12.12	12.84	13.56	14.28	15	15.72	16.44	17.16	17.88	18.6	19.32	20.04	20.76
		24年4月1日 以降のもの	9.84	10.61	11.38	12.15	12.92	13.69	14.46	15.23		16	16.77	17.54	18.31	19.08	19.85	20.62	21.39
33	ほ 装 工 事 業	21年4月1日 以降のもの	6.84	7.36	7.88	8.4	8.92	9.44	9.96	10.48	11	11.52	12.04	12.56	13.08	13.6	14.12	14.64	15.16
		24年4月1日 以降のもの	6.24	6.71	7.18	7.65	8.12	8.59	9.06	9.53		10	10.47	10.94	11.41	11.88	12.35	12.82	13.29
34	鉄 道 又 は 軌 道 新 設 事 業	21年4月1日 以降のもの	11.04	11.91	12.78	13.65	14.52	15.39	16.26	17.13	18	18.87	19.74	20.61	21.48	22.35	23.22	24.09	24.96
		24年4月1日 以降のもの	10.44	11.26	12.08	12.9	13.72	14.54	15.36	16.18		17	17.82	18.64	19.46	20.28	21.1	21.92	22.74
35	建 築 事 業 〔(38)既設建築物〕 〔設備工事を除く〕	21年4月1日 以降のもの	8.04	8.66	9.28	9.9	10.52	11.14	11.76	12.38	13	13.62	14.24	14.86	15.48	16.1	16.72	17.34	17.96
		24年4月1日 以降のもの	8.64	9.31	9.98	10.65	11.32	11.99	12.66	13.33		14	14.67	15.34	16.01	16.68	17.35	18.02	18.69
38	既 設 建 築 物 設 備 工 事 業	21年4月1日 以降のもの	9.24	9.96	10.68	11.4	12.12	12.84	13.56	14.28	15	15.72	16.44	17.16	17.88	18.6	19.32	20.04	20.76
		24年4月1日 以降のもの	5.64	6.06	6.48	6.9	7.32	7.74	8.16	8.58		9	9.42	9.84	10.26	10.68	11.1	11.52	11.94
36	機械装置の組立て 又はすえ付けの事 業	21年4月1日 以降のもの	4.74	5.085	5.43	5.775	6.12	6.465	6.81	7.155	7.5	7.845	8.19	8.535	8.88	9.225	9.57	9.915	10.26
		24年4月1日 以降のもの	11.64	12.56	13.48	14.4	15.32	16.24	17.16	18.08		19	19.92	20.84	21.76	22.68	23.6	24.52	25.44

13 一括有期事業報告書・総括表作成のチェックポイント

平成26年度労働保険料申告書の記入が終わりましたら、このチェックポイントで、もう一度確認してみましょう。

チェック

- [] 元請工事で平成25年度中（平成25年4月1日～平成26年3月31日）に終了した工事が、もれていませんか。
（下請工事は申告の対象にはなりません。）

- [] 平成26年3月31日までに終了していない工事が含まれていませんか。
（平成26年3月31日までに工事が終了していない場合は、本年度の申告対象にはなりません。）

- [] 一括有期事業の要件を満たす工事以外が含まれていませんか。
（一括有期扱いができる工事は、4ページで確認してください。）

- [] 事業の種類区分に誤りはありませんか。
（32～33ページの「労災保険率適用事業細目表」で確認してください。）

- [] 事業開始時期の区分に誤りはありませんか。
（工事開始時の労務費率、保険料率が適用されます。8ページの「事業の種類・労務費率・保険料率一覧表」で確認してください。）

- [] **支払賃金**により保険料を算定している工事について、下請業者の賃金にもれはありませんか。

- [] **労務費率**により保険料を算定している工事について、請負代金に消費税が含まれていますか。

- [] 平成19年4月1日以降に新規に工事を開始し、平成26年3月31日までに終了した工事について、総括表の一般拠出金欄の記入もれがありませんか。

14 事業主・事業の名称・所在地・事業の種類(業種)等を変更した場合について

事業主の氏名(法人の名称)、事業主の住所(本店所在地)、事業の名称、所在地、事業の種類(業種)等に変更があった場合は、「名称、所在地等変更届(様式第2号)」を管轄の労働基準監督署(所掌3の場合はハローワーク)に提出してください。なお、法人の代表者のみの変更の場合は手続は不要です。

なお、事務所所在地の変更により、管轄の労働基準監督署が変わる場合は、変更後の所在地を管轄する労働基準監督署に提出してください。ただし、他都道府県に変更される場合は、変更から50日以内に旧所在地で保険関係の消滅(保険料の精算)の手続をし、変更後の所在地を管轄する労働基準監督署で新規加入の手続を行ってください。

◎記入にあたっての注意事項

必ず「労働保険番号」、「変更年月日」、変更箇所(変更前と変更後) 変更理由の記入をお願いします。(変更のない部分については記入不要です。)

所在地移転に伴い電話番号が変わる場合は、「名称・氏名」の中の電話番号欄を記入してください。複数の労働保険番号を有する事業主は、労働保険番号ごとに作成してください。

◎その他注意事項

提出時に変更内容が確認できる資料(登記簿謄本写し、賃貸契約書写し等)を確認させていただくことがあります。また、雇用保険適用事業所は、ハローワークへ別途「雇用保険事業主事業所各種変更届」の提出が必要です。(詳しくはハローワークへお問い合わせください。)

15 電子申請による年度更新手続について

電子申請を利用することにより、労働局、労働基準監督署の窓口へ出向くことなく手続を行うことができます。(電子申請するにあたっては、あらかじめ政府が認めた認証局の発行した電子署名用の電子証明書の取得が必要です。)

また、年度更新申告書に「アクセスコード」(年度更新申告書のあて先労働局名の右隣に印字されている8桁の英数字)が設定されており、電子申請による年度更新では、様式をダウンロードした日に労働保険番号と「アクセスコード」を入力することにより、お手元の年度更新申告書と同様の項目(労働保険番号、保険料率等)を電子申請様式に取り込むことができ、前年度の申告内容等を改めて入力する手間が省けます。

詳しくは「電子政府の総合窓口(e-Gov)」(<http://www.e-gov.go.jp/>)や、P.35～P.37に電子申請を行う場合の操作手順を記載していますので、ご覧ください。

なお、e-Gov電子申請システムの操作方法等については「電子政府利用支援センター」(電話番号0570-041041(PHS・IP電話等の場合017-721-0363)、受付時間:9時から19時まで(土日・祝祭日は17時まで))へお問い合わせください(通話は有料)。

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(1)(表面)

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書

31759 石綿健康被害救済法 一般拠出金

標準字体 0123456789

継続事業 (一括有期事業を含む)

提出用

平成26年 月 日

あて先 〒XXXX-XXXX
〇〇市〇〇〇-〇

〇〇労働局 uaj39uuy ← アクセスコード

労働保険特別会計繰入徴収官殿

種別 32701 ※修正項目番号 ※入力確定コード

※各種区分	
管轄(2)	業種(業種分類)
11	06

①労働保険番号: X101600001-000

②増加年月日(元号:平成は7) 元号-月-日

③事業廃止等年月日(元号:平成は7) 元号-月-日

④常時使用労働者数 ⑤雇用保険被保険者数 ⑥免除対象高齢労働者数 ⑦保険関係※片保険理由コード

⑧保険料・一般拠出金算定基礎額 ⑨保険料一般拠出金率 ⑩確定保険料・一般拠出金額(⑧×⑨)

算定期間 平成25年4月1日 から 平成26年3月31日 まで

確定 区分

(注2)(注1) 右欄に上

16 労災保険率適用事業細目表

事業の種類 の分類	事業の種類 の番号	事業の種類	事業の種類 の細目
建設事業	31	水力発電施設、 隧道等新設事業	3101 水力発電施設新設事業 3102 高えん堤新設事業 3103 隧道新設事業
	32	道路新設事業	3201 道路の新設に関する建設事業及びこれに附帯して行われる事業 (3103) 隧道新設事業及び (35) 建築事業を除く。
	33	ほ装工事業	3301 道路、広場、プラットホーム等のほ装事業 3302 砂利散布の事業 3303 広場の展圧又は芝張りの事業
	34	鉄道又は軌道新 設事業	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業（建設工事中用機械以外 の機械の組立て又はすえ付けの事業を除く。） 3401 開さく式地下鉄道の建設に関する建設事業 3402 その他の鉄道又は軌道の建設に関する建設事業 (3103) 隧道新設事業及び (35) 建築事業を除く。
	35	建築事業 ((38) 既設建築 物設備工事業を 除く。)	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業（建設工事中用機械以外 の機械の組立て又はすえ付けの事業を除く。） 3501 鉄骨造り又は鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造りの家屋 の建設事業（(3103) 隧道新設事業の態様をもって行われるも のを除く。） 3502 木造、れんが造り、石造り、ブロック造り等の家屋の建設事業 3503 橋りょう建設事業 イ 一般橋りょうの建設事業 ロ 道路又は鉄道の鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造りの 高架橋の建設事業 ハ 跨線道路橋の建設事業 ニ さん橋の建設事業 3504 建築物の新設に伴う設備工事業（(3507) 建築物の新設に伴う 電気の設備工事業及び (3715) さく井事業を除く。） イ 電話の設備工事業 ロ 給水、給湯等の設備工事業 ハ 衛生、消火等の設備工事業 ニ 暖房、冷房、換気、乾燥、温湿度調整等の設備工事業 ホ 工作物の塗装工事業 ヘ その他の設備工事業 3507 建築物の新設に伴う電気の設備工事業 3508 送電線路又は配電線路の建設（埋設を除く。）の事業 3505 工作物の解体、移動、取りはずし又は撤去の事業 3506 その他の建築事業 イ 野球場、競技場等の鉄骨造り又は鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コ ンクリート造りのスタンドの建設事業 ロ たい雪覆い、雪止め柵、落石覆い、落石防止柵等の建設事業 ハ 鉄塔又は跨線橋（跨線道路橋を除く。）の建設事業 ニ 煙突、煙道、風洞等の建設事業（(3103) 隧道新設事業の態 様をもって行われるものを除く。） ホ やぐら、鳥居、広告塔、タンク等の建設事業 ヘ 門、塀、柵、庭園等の建設事業

事業の種類 の分類	事業の種類 の番号	事業の種類	事業の種類 の細目
建設事業	35	建築事業 (38) 既設建築物設備工事業を除く。	3506 その他の建築事業 ト 炉の建設事業 チ 通信線路又は鉄管の建設（埋設を除く。）の事業 リ 信号機の建設事業 ヌ その他の各種建築事業
	38	既設建築物設備工事業	3801 既設建築物の内部において主として行われる次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業（建設工用機械以外の機械の組立て又はすえ付けの事業、(3802) 既設建築物の内部において主として行われる電気の設備工事業及び(3715) さく井事業を除く。） イ 電話の設備工事業 ロ 給水、給湯等の設備工事業 ハ 衛生、消火等の設備工事業 ニ 暖房、冷房、換気、乾燥、温湿度調整等の設備工事業 ホ 工作物の塗装工事業 ヘ その他の設備工事業 3802 既設建築物の内部において主として行われる電気の設備工事業 3803 既設建築物における建具の取付け、床張りその他の内装工事業
	36	機械装置の組立て又はすえ付けの事業 ※「その他のもの」に係る労務費率は基礎台の建設についてのみ適用	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業 3601 各種機械装置の組立て又はすえ付けの事業 3602 索道建設事業
	37	その他の建設事業	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業 3701 えん堤の建設事業（(3102) 高えん堤新設事業を除く。） 3702 隧道の改修、復旧若しくは維持の事業又は推進工法による管の埋設の事業（(3103) 内面巻替えの事業を除く。） 3703 道路の改修、復旧又は維持の事業 3704 鉄道又は軌道の改修、復旧又は維持の事業 3705 河川又はその附属物の改修、復旧又は維持の事業 3706 運河若しくは水路又はこれらの附属物の建設事業 3707 貯水池、鉍毒沈澱池、プール等の建設事業 3708 水門、樋門等の建設事業 3709 砂防設備（植林のみによるものを除く。）の建設事業 3710 海岸又は港湾における防波堤、岸壁、船だまり場等の建設事業 3711 湖沼、河川又は海面の浚渫、干拓又は埋立ての事業 3712 開墾、耕地整理又は敷地若しくは広場の造成の事業（一貫して行う(3719) 造園の事業を含む。） 3719 造園の事業 3713 地下に構築する各種タンクの建設事業 3714 鉄管、コンクリート管、ケーブル、鋼材等の埋設の事業 3715 さく井事業 3716 工作物の破壊事業 3717 沈没物の引揚げ事業 3718 その他の各種建設事業 (33) は装工事業及び(3505) 工作物の解体、移動、取りはずし又は撤去の事業を除く。

17 有期事業の一括ができる都道府県労働局の管轄区域一覧表

事務所の所在地の都道府県	有期事業の一括ができる都道府県等									
北海道	青森県									
青森県	北海道	岩手県	秋田県							
岩手県	青森県	宮城県	秋田県							
宮城県	岩手県	秋田県	山形県	福島県						
秋田県	青森県	岩手県	宮城県	山形県						
山形県	宮城県	秋田県	福島県	新潟県						
福島県	宮城県	山形県	茨城県	栃木県	群馬県	新潟県				
茨城県	福島県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県			
栃木県	福島県	茨城県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県			
群馬県	福島県	茨城県	栃木県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	長野県	
埼玉県	茨城県	栃木県	群馬県	千葉県	東京都	神奈川県	山梨県	長野県	静岡県	
東京都	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	東京都	神奈川県	静岡県			
神奈川県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	山梨県	静岡県		
新潟県	山形県	福島県	群馬県	東京都	富山県	長野県				
富山県	新潟県	石川県	長野県	岐阜県						
石川県	富山県	福井県	岐阜県							
福井県	石川県	岐阜県	滋賀県	京都府						
山梨県	埼玉県	東京都	神奈川県	長野県	静岡県					
長野県	群馬県	埼玉県	新潟県	富山県	山梨県	岐阜県	静岡県	愛知県		
岐阜県	富山県	石川県	福井県	長野県	愛知県	三重県	滋賀県			
静岡県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	山梨県	長野県	愛知県			
愛知県	長野県	岐阜県	静岡県	三重県						
三重県	岐阜県	愛知県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県		
滋賀県	福井県	岐阜県	三重県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県			
京都府	福井県	三重県	滋賀県	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	岡山県	
大阪府	三重県	滋賀県	京都府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	岡山県	徳島県	香川県
兵庫県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	奈良県	和歌山県	鳥取県	岡山県	徳島県	香川県
奈良県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	和歌山県				
和歌山県	三重県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	徳島県				
鳥取県	京都府	兵庫県	島根県	岡山県	広島県					
島根県	鳥取県	岡山県	広島県	山口県						
岡山県	京都府	大阪府	兵庫県	鳥取県	島根県	広島県	香川県	愛媛県		
広島県	鳥取県	島根県	岡山県	山口県	香川県	愛媛県				
山口県	島根県	広島県	愛媛県	福岡県	大分県					
徳島県	大阪府	兵庫県	和歌山県	香川県	愛媛県	高知県				
香川県	大阪府	兵庫県	岡山県	広島県	徳島県	愛媛県	高知県			
愛媛県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	高知県	大分県			
高知県	徳島県	香川県	愛媛県							
福岡県	山口県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県			
佐賀県	福岡県	長崎県	熊本県	大分県						
長崎県	福岡県	佐賀県	熊本県							
熊本県	福岡県	佐賀県	長崎県	大分県	宮崎県	鹿児島県				
大分県	山口県	愛媛県	福岡県	佐賀県	熊本県	宮崎県				
宮崎県	熊本県	大分県	鹿児島県							
鹿児島県	熊本県	宮崎県								
沖縄県	-									

※下線は厚生労働大臣が指定する都道府県労働局の管轄区域

18 年度更新手続はパソコンから行うことができます!!

電子申請の利用方法



労働保険の電子申請手続は、「電子政府の総合窓口(e-Gov)」から行うことができます。電子申請をするにあたっては、あらかじめ電子証明書の取得が必要です。

●使用されているインターネット環境に接続されている機器から<http://www.e-gov.go.jp/>にアクセスしてください。



●メインメニュー画面より、「電子申請のトップページ」ボタンをクリックして、「電子申請システム」画面へお進みください。



●e-Govを初めて使用される方は、「初めての方はこちら」ボタンをクリックして、各種環境設定を行ってください。

●労働保険の年度更新手続きにつきましては、「労働保険料申告書(年度更新申告)マニュアル」に手続きの詳細な手順を掲載しておりますので、ご参照ください。



●マニュアルには申告書の書き方、アクセスコードの利用方法、電子納付等の手続きについて記載しておりますので、ご参照のうえ、手続きをお進めください。

●e-Gov電子申請システムの操作方法等については「電子政府利用支援センター(電話番号0570-041-041(PHS・IP電話等の場合017-721-0363)、受付時間:9時から19時まで(土日・祝祭日は17時まで))へお問い合わせください。

審査状況の確認

電子申請にて申請していただきました年度更新申告につきましては、以下の手順で審査状況をご確認いただけます。

到達確認

申請も完了しました。下記「到達番号」と「問合せ番号」は状況照会の際に必要になりますので、必ず覚えてください。

○ 手順を表示 操作の手順を確認する場合は、「手順を表示」ボタンをクリックしてください。

到達番号、問合せ番号の確認

手続名	年度更新申告/電子申請
到達番号	201205161550088511
問合せ番号	Ry66an75WAS4PJA
申請者名	労働 次郎
受付府県	厚生労働省
受付窓口	北海道庁税関
申請区分	新規
到達日時	2012年05月16日 13時30分08秒
申請種別	労働(新規雇用・雇止め)届出申請書(世帯事業)の届出情報 労働(新規雇用・雇止め)届出申請書(世帯事業)の届出情報 委任状 電子公文書発行依頼
物理ファイル名	hman20120516155030150.xml 40200190208110004_01.xml 委任状.pdf 電子公文書発行依頼書.pdf

表示内容を保存 表示内容を印刷する

●審査状況をご確認いただくにあたっては、「到達番号」と「問い合わせ番号」が必要になりますので、申請データを送信後の表示される番号をお控えください。

※「到達番号」「問い合わせ番号」を紛失された場合は、電子政府利用支援センターまでお問い合わせください。

e-Gov 電子政府の総合窓口 イーガブ

電子申請システム

状況照会

申請の状況確認を行う場合は、こちらから照会してください。

通知照会

通知の内容を確認する場合は、こちらから照会してください。

●「電子申請システム」画面の「状況照会」項目にある「状況照会」をクリックしてください。

e-Gov 電子申請システム

状況照会

申請時に入力された到達番号と問合せ番号を入力し、画面下の【照会】ボタンを押してください。

○ 手順を表示 操作の手順を確認する場合は、「手順を表示」ボタンをクリックしてください。

到達番号 201205161550088511

問合せ番号 *****

照会

●「状況照会」画面が表示されましたら、「到達番号」「問い合わせ番号」欄にそれぞれの番号を入力し、「照会」ボタンをクリックしてください。

○ 手順を表示 操作の手順を確認する場合は、「手順を表示」ボタンをクリックしてください。

経過日時: 年_月_日_時_分_秒

到達番号 201205161550088511

手続名 年度更新申告/電子申請

手続の経過(日時)

申請	2012年05月16日 13時30分08秒	審査中	2012年05月17日 09時45分34秒	審査終了	2012年05月17日 09時15分42秒	手続終了
----	-----------------------	-----	-----------------------	------	-----------------------	------

戻る 補正通知一覧 コメント通知一覧 納付情報一覧 公文書一覧

●「状況確認」画面が表示されましたら、「手続の経過(日時)」をご覧ください。審査状況をご確認いただけます。

●「状況照会」画面からは「納付情報一覧」ボタンをクリックすることにより、電子納付手続に進むことができます。

電子納付のご案内

労働保険料の納付手続きについては、電子納付をご利用いただけます。

この画面は「納付情報一覧」ボタンをクリックして表示された画面です。

納付情報一覧

●「状況確認」画面を表示してください。(画面の表示方法は前ページをご参照ください。)

●「状況確認」画面の「納付情報一覧」ボタンをクリックしてください。



納付情報一覧

納付番号	確認番号	収納機関番号	手続名	納付日	納付金額	納付状況	納付日	電子納付	通信種
0120010000000035	653636	0040	日本の労働保険料 2012年7月10日	2012年07月10日	608,150円	納付済み		電子納付	

●電子納付を行うにあたって必要な「収納機関番号」「納付番号」等が表示されます。

電子申請による年度更新申告を行うと、以下AからCの3通りの方法により、労働保険料を電子納付することができます。

A 電子申請による年度更新申告手続と同時に電子納付を行う場合

申請データの送信後、「納付情報一覧」画面において「電子納付する」ボタンをクリックし、画面の案内に従って操作すると、インターネットバンキングを利用して電子納付を行うことが可能です。

画面遷移先のインターネットバンキングに納付情報が送信されるため、電子納付を行う際に「収納機関番号」「納付番号」等の入力を省略できます。

B 電子申請による年度更新申告手続後、後日電子納付を行う場合

申請データの送信後、後日に各金融機関のPay-easy(ペイジー)に対応したインターネットバンキングを利用して、電子納付を行うことが可能です。この場合、申請データの送信後の申請データの受付結果通知画面の「収納機関番号」、「納付番号」等が必要になります。「納付情報一覧」画面をあらかじめ印刷しておくとう便利です。

C 電子申請による年度更新申告手続後、後日ATMにより電子納付を行う場合

申請データの送信後、後日に各金融機関のPay-easy(ペイジー)に対応したATMを利用して、電子納付を行うことが可能です。

この場合、申請データの送信後の申請データの受付結果通知画面の「収納機関番号」、「納付番号」等が必要となります。「納付情報一覧」画面をあらかじめ印刷しておくとう便利です。

注意事項

●インターネットバンキングまたはATMを利用して電子納付を行う場合は、ご利用の金融機関がPay-easy(ペイジー)に対応していることが必要です。
(対応金融機関はPay-easy(ペイジー)ホームページ <http://www.pay-easy.jp/where/index.html> を参照してください。)

●労働保険料を電子納付した場合、厚生労働省から領収証書を発行することはありませんので、ご注意ください。



Pay-easy(ペイジー)とは、公共料金や税金また、その他様々な料金を全国の金融機関のインターネットバンキング、ATMなどから支払うことができるようになるMPN(マルチペイメントネットワーク)が提供するサービスです。
詳しくはこちらまで(<http://www.pay-easy.jp/index.html>)

19 年度更新よくある質問

- Q1. 一般拠出金の計算をしたら小数点以下が発生してしまいました。切り捨てですか。切り上げですか。
- A. 切り捨てになります。
- Q2. 25年度確定計算をしたところ不足額が発生し、26年度概算保険料と合計すると20万円を超えます。概算保険料のみですと20万円未満ですが延納できますか。
- A. 延納することはできません。概算保険料額が20万円以上の場合のみ、延納可能となります。(P.13参照)
- Q3. 申告書を間違えて記入してしまいました。どうしたらいいのですか。
- A. Q4の領収済通知書(納付書)の内訳、納付額の金額以外であれば訂正できますので、訂正後の数字(文字)がわかるように書き直してください。訂正印を押す必要はありません。
- Q4. 領収済通知書の納付額を間違えて記入してしまいました。どうしたらいいのですか。
- A. 内訳・納付額の金額の訂正はできませんので、必ず新しい領収済通知書(納付書)により納付してください。新しい領収済通知書(納付書)は最寄りの労働基準監督署及び労働局に用意してあります。なお、他都道府県の領収済通知書(納付書)での納付はできませんのでご注意ください。(P.13参照)
- Q5. 事業主(事業)の名称・所在地を移転(名称を変更)しましたが、申告書の⑳事業主(⑳事業)の欄は新旧どちらを記入したらいいのですか、また、領収済通知書(納付書)の印書されているものは訂正していいのですか。
- A. 移転先の新しい所在地(名称)をご記入ください。領収済通知書(納付書)については訂正せずそのまま使用してください。なお、変更があった場合は労働基準監督署へ「名称、所在地等変更届」を、ハローワークへ「事業主事業所各種変更届」をご提出ください。(P.31参照)
- (なお、印字されている所在地は、登録されている「事務所」の所在地です。)
- Q6. 年度更新に必要な用紙はホームページからダウンロードできますか。
- A. 厚生労働省ホームページからダウンロードできます。それ以外の方は電子申請をご利用いただくか、最寄りの労働基準監督署、労働局で入手してください。
- なお、年度更新申告書及び還付請求書等のOCR様式はダウンロードできません。(下記URLもしくは「労働保険関係様式」で検索してください。)
- <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhoken01/yousiki.html>
- Q7. 納付金額がないとき申告書の提出はどうしたらいいのですか。
- A. 申告書のみを管轄の労働基準監督署、労働局または社会保険・労働保険徴収事務センターにご提出(郵送でも可)ください。
- Q8. 還付額があるときはどうしたらいいのですか。
- A. 申告書の提出だけでは還付されませんので、必ず「労働保険料・一般拠出金還付請求書」を管轄の労働基準監督署または労働局へご提出ください。
- Q9. もっと詳しく知りたいときはどうしたらいいのですか。
- A. 労働局または最寄りの労働基準監督署の労働保険担当窓口等でご相談ください。

20 口座振替について

※口座振替を利用している事業場の申告書について

口座振替を利用している方への申告書には、以下のように印字されています。

この申告書は金融機関（銀行、郵便局等）で受付することができませんので、管轄の労働局、労働基準監督署又は社会保険・労働保険徴収事務センターへご提出ください。

口座振替を利用している場合は、領収済通知書を用いて金融機関に納付することができませんのでご注意ください。

なお、前年度中に事業廃止している場合には、口座振替の対象にはなりませんので、ご留意下さい。詳しくは、都道府県労働局または労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

様式第6号（第24条、第25条、第33条関係）（甲）（表面）

●金融機関で受付できません。管轄の労働局等にご提出ください。

労働保険 概算・確定保険料 申告書

31759 石綿健康被害救済法 一般拠出金

種別 32701

※修正項目番号

※入力設定コード

継続事業 (一括有期事業を含む)

標準字体 0123456789

下記の注意事項をよく読んでから記入して下さい。
OCR枠への記入は上記の「標準字体」をお願いします。

提出用 #T199X9999992
T29999999

平成26年 月 日

※各種区分

管轄(2) 保険関係等 業種 産業分類

713 07

あて先 〒 939-6919

① 都道府県 所管 管轄(1) 基幹番号 枝番号

労働保険番号 11101900112-000

領収済通知書 (労働保険) (国庫金)

(記入例) ¥0123456789

※取扱庁名

※取扱庁番号

30841

徴収助定 保険料収入及び一般拠出金収入

労働保険特別会計 0847 厚生労働省 所管 6118 ※平成 26 年度

翌年度5月1日以降 現年度歳入組入

※第3片裏面の注意事項をよく読んで、太線の枠内を記入して下さい。

※会計年度(元号：平成は7) ※徴定年度(元号：平成は7) ※収納年月日(元号：平成は7)

元号 年 月 日

納付の目的

1. 平成 年度 期 (全期又は1期)

2. 平成 年度 確定

(住所) 〒 〇〇〇-〇〇〇〇
東京都
〇〇区〇〇〇
〇丁目〇番地〇〇

(氏名) 株式会社
〇〇興業 殿

納付額 (合計額)

あて先 〒

上記の合計額を領収しました。
領収日付印

****【口座振替のお知らせ】****
口座振替を申込みいただいておりますので、この申告書は金融機関で受付できません。7月10日までに管轄労働局等に提出下さい。全期・第1期口座振替日は、9月6日です。
※7月10日、9月6日が土・日・祝日の場合には、翌営業日となります。

労働保険料の納付は、口座振替で!

1.口座振替納付とは

- 口座振替の納付日に、あらかじめ届出いただいた口座から労働保険料を引き落とし、納付する制度です。
- 👉 金融機関等の窓口に出向くことなく、労働保険料の納付ができます。
- 👉 一度、口座振替の手続をしていただければ、翌年度(納期)以降も継続して口座振替により納付することができます。
- 👉 手数料はかかりません。

2.口座振替の申込手続

- 口座振替をご希望される方は、所定の申込用紙を、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。
- **申込用紙は、厚生労働省ホームページおよび都道府県労働局**にご用意しています。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/hokenryou/>

厚生労働省 労働保険料 口座振替

検索

注1 一部の金融機関では、口座振替の取扱いがありません。取扱金融機関や各納期の申込期限等の詳細については、事前に、厚生労働省ホームページまたは都道府県労働局にてご確認ください。

注2 申込みの時期により、口座振替納付を開始する時期が異なりますので、ご注意ください。

注3 口座振替の申込み手続が完了した方は、金融機関の窓口で年度更新申告書の提出ができませんので、ご注意ください。

注4 年度更新手続期間内に年度更新申告書の提出がないと、全期・第1期分の口座振替納付の処理を行うことができませんのでご注意ください。

3.口座振替納付日

納期	全期・第1期	第2期	第3期
口座振替を利用しない場合の納期限	平成26年7月10日	平成26年10月31日	平成27年2月2日
口座振替納付日	平成26年9月8日	平成26年11月14日	平成27年2月16日
口座振替申込期限	平成26年2月20日	平成26年8月14日	平成26年10月14日

4.通知

- 申込み手続が完了した方に、振替が開始される納付日の2ヶ月程度前までに、登録情報の確認通知をお送りします。
- 口座振替日の2週間程度前に振替納付額等をお知らせします。
- 納付日から1ヶ月程度で振替結果通知をお送りします。



都道府県労働局・労働基準監督署

社会保険・労働保険徴収事務センター